

令和7年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年6月19日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事	件	名
第1		会議録署名議員の指名		
第2	議案 第76号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について		
第3	議案 第77号	飛騨市ライフライン保全対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について		
第4	議案 第78号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について		
第5	議案 第79号	飛騨市過疎地域持続的発展計画の変更について		
第6	議案 第80号	飛騨市指定金融機関の指定の変更について		
第7	議案 第81号	財産の無償譲渡について(古川町谷消防器具庫5分団1部)		
第8	議案 第82号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について		
第9	議案 第83号	飛騨市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例について		
第10	議案 第84号	飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例について		
第11	議案 第85号	損害賠償の額の決定について		
第12	議案 第86号	令和7年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)		
第13	議案 第87号	令和7年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第1号)		
第14		一般質問		

○出席議員（13名）

1番	成昭子	廣孝	要二朗	美博憲子	子
2番	保				
3番	克利美	雅豊	浩史	清文	勝恵邦
4番					美
6番					
7番					
8番					
9番					
10番					
11番					
12番					
13番					
14番					

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者
の職氏名

市長	也史弘和郎	一	史弘和郎
副市長	さ徳和樹	一	徳和樹
教育長	幸智郎	一	幸智郎
総務部長	樹康昭	一	樹康昭
企画部長	淳弘尚浩	一	淳弘尚浩
市民福祉部長	雄賢	づ	雄賢
商工観光部長	あ久裕正	づ	あ久裕正
農林部長	正久裕	二	正久裕
基盤整備部長	庭邊康丈	二	庭邊康丈
環境水道部長	久裕正	二	久裕正
教育委員会事務局長	久康丈	二	久康丈
会計管理者	直友治	二	直友治
消防長			
病院事務局長			
危機管理監			
財政課長			

○職務のため出席した
事務局員

議会事務局長	健正嘉	太	明恵
書記		郎	
	砂倉川	田坪端	

（開会 午前10時00分）

◆開会

◎議長（澤史朗）

本日の出席議員は全員であります。

それではただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、2番、中田議員、3番、小笠原議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第76号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について

から

日程第13 議案第87号 令和7年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第1号）

日程第14 一般質問

◎議長（澤史朗）

日程第2、議案第76号、飛騨市税条例の一部を改正する条例についてから、日程第13、議案第87号、令和7年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第1号）までの12案件につきましては、会議規則第35条の規定により、一括して議題といたします。12案件の質疑と併せて、これより日程第14、一般質問を行います。

それでは、これより順次発言を許可いたします。7番、森議員。

[7番 森要 登壇]

○7番（森要）

議長のお許しをいただきました。質問をさせていただきます。私は大きく3点あります。

初めに1点、スケートボードエリア実証実験について伺います。本年3月の定例会において、空間活用によりスケートボードエリアの実証実験をすることとして、実験の予定期間を4月下旬から6月下旬までするとして予算化されてきました。そこで、次の3点を伺います。

1つ目、実際の実験の開始時期や終了の時期、実験の日程や時間帯、参加者の人数及び構成はどうであったかを伺います。2つ目、この実験において、常時エリアの状況を確認できる体制はできたのか。3つ目、この実証実験の結果の検証と今後、議会への報告はあるのかどうか。

以上、お伺いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

大庭教育委員会事務局長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 登壇〕

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

それでは、まず1点目の実証実験の概要についてお答えいたします。現在、飛騨市文化交流センター中庭広場において、スケートボードエリアの実証実験を実施しているところです。実験の開始は、最も利用者が多く見込まれるゴールデンウィークの4月26日から開始し、6月28日までの2か月間を実験期間とし、利用者登録制度により、平日は午後3時から午後6時、休日は午前8時30分から午後6時まで利用可能としています。利用の範囲や禁止事項などのルールを設け、共生空間利用として安全に配慮した運営を行っているところです。実験の開始に当たっては、市ホームページで利用可能日など詳細な内容を掲載したほか、同報無線、区長回覧により事前周知を行い、利用エリアの2か所に実験を行う旨の看板を設置するなど、十分な周知をした上で実施をいたしております。6月8日までの利用者集計ですが、利用者登録数は24名で、内訳は小学生未満が3名、小学生が5名、中学生が8名、高校生はゼロ名、大人は8名です。このうち、延べ10回以上利用されたのは3名で、リピート利用される方は僅かな人数であることが分かりました。また、24名の登録者のうち、登録のみで利用されなかった方が3名、1回のみの利用者が9名となっており、登録者の半数は2回目以降の利用がない状況となっております。

次に、2点目のエリアの状況を把握する体制についてお答えいたします。今回の実証実験においては、スケートボードの利用状況や利用者の声も直接ヒアリングを実施したいことから、現地に職員を配置し、受付及び監視を行う体制を取っております。しかしながら、1人当たりの利用時間は平均すると1時間程度と比較的短時間であり、日によっては利用が全くない日もあることから、職員の出勤コストや効率性を考慮し、現在は平日のエリア開放日や利用時間を縮減するなどして実験を継続しております。

最後に、3点目の結果の検証についてお答えします。今回の実証実験の最終結果については、市ホームページで公表することを考えております。年齢層別の利用者数、利用時間帯、利用登録者や近隣住民等へのアンケート結果を整理し、市の考えをまとめ、総務常任委員会へご報告し、今後の方針を模索したいと考えております。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 着席〕

○7番（森要）

実証実験の時間とかを聞かせていただきまして、24人が登録されて、非常に利用者も少なかつたということも伺いました。この関連で、平地の中をただ滑るだけなので、本当はこういう山とかがあると、かなり利用もあると思うんですが、そういう形で、なぜこんなに少なかったのかというようなことは分かりますでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

まだ分析の途中ではございますが、現地でのヒアリングにおきましては、やはり今議員がおっしゃったように、いわゆるセクションという部分がなく、平地のところを往復するといいますか、移動するということで、どちらかというと初心者が基礎練習をするようなところがやはりちょっと物足りなくなってくると。上級になってまいりますと、近くの高山市の公共公園の宮川緑地公

園、河川敷のところに無料の広場がございますので、親に連れて行っていただきくなり、大人の方は自家用車でそちらのほうに行かれると。当然、そちらにはセクションという、いわゆる坂道があつたり、いろいろな障害物といいますか、スケートボードにとって面白みの出る、テレビで出てくるようなアクションができるということで、そちらのほうに行かれのではないかというところでございます。

○ 7番（森要）

初心者向けというようなことで、私もやっぱりそうだろうなという気はしております。高山市の宮川緑地公園とか、もう1つは、松之木町にもそういった屋内にあるカフェコストリコというところがあるんですけども、そこは見に行かれたことはありますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

私は、そちらのほうには行ったことはないんですけども、ホームページで店舗の中、料金であるとか、時間がございましたので、なるほどそこを見るだけで本格的な楽しめるスケートボードであるということで、民間の松之木町のほうにも行かれらし、やはり先ほど申しました宮川緑地公園、これは無料ですので、そちらのほうにも流れているという言い方は好ましくないかもしれませんけど、利用者はそちらのほうに技術が上達するとともに、新しいトリックといいますか、技を試しに行かれるのではないかなどというふうに思っております。

○ 7番（森要）

常時エリアの確認体制が、職員の方に大変な人労をかけたと思っているんですけども、本当にこういった実験をするために職員の方がいろいろ、平日に利用する人が1日平均1時間とかだつたり、空いたりして大変だと思いましたけど、この実験はもうちょっとですので頑張っていただきたいなと思っております。

3番目に、ホームページにアンケート結果も踏まえて検証結果を出すということと、今後、どんなふうにしたいのかということも踏まえて、総務常任委員会にもお諮りをしていただくということで、ぜひ私も聞いてみたいと思っておりますので、またお願ひしたいと思います。

関連ですけど、私もこれを聞いたときに、本当にたくさんの利用者の希望があるのかどうか。一番最初に聞いたときに、そういうものがあるなら、やっぱりそんな平たんなところよりも本当にこういうものを造ったほうがいいだろうというようなことを思つて、もしやるとすればここの場所がいいのではないかとか、千代の松原公園とか、道の駅の辺とか、河川公園とか、あるいは総合会館の近くとか、いろいろ自分も検討しましたけども、本当にやりたい人がおるのかどうかというところを、私、聞いていなかつたので、その辺も踏まえて検証をしっかりとしていただきたいなと思っております。

千代の松原公園のところにある旧福祉会館、私は今73歳で、若い頃にもあったような気がするので50年以上たっていると思うんですが、その辺について、あそこはもう老朽化して危ないと思いますし、除去する予定があるのかどうか。それから、隣の千代の松原公民館、7月からコミュニティセンターに名前が変わりますが、あそこについても多分老朽化しているので、今後どこかへ移動するということはあるんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

千代の松原公民館の話もございましたけども、今議員がおっしゃられましたように築50年以上たっておりまして、検査の結果が昨年にあったわけですけども、鉄筋の中の構造のところがさびてきて、その液漏れが壁まで出てきているということで、結果的には老朽化が著しく進んでおりますので、もう数年単位で考えなければならないというところでございます。

また、その受け皿として、7月からコミュニティセンターということで公民館が変わりました。古川町公民館も老朽化をしておるんですけども、今のコミュニティセンターに変わることをきっかけに、物販とかいろいろな形の使用範囲が広がることになりましたので、コミュニティセンターに生まれ変わる、改修するようなことを含めて、そこでまた部屋の模様替えとか、あるいは和室を使いややすい部屋に変えるとか、また、老朽化しているところを改修するということで、1つ施設の受け皿、千代の松原公民館の受け皿というようなことを考えながら進めてまいりたいということで、ただ、具体的な計画、何年度に云々ということは、今7月からコミュニティセンターにするばかりの話ですので、利用者の声とか予算的なこともございますので、計画を立案していく材料集めという期間も経なければなりませんので、まだまだ未定でございますが、一応今後の検討課題として教育委員会としては大きな課題であるというふうに捉えております。

○7番（森要）

この質問をしたのはなぜかというと、実は、私は今のスケートボードのことをやるときに、もし旧福祉会館を壊せば、駐車場等を含めて立派なものができるのではないかという発想があったわけです。千代の松原公民館も老朽化しているので、あれも例えばほかのところに移設して一体化すればいいものができるかなと思っていたんですが、本当に利用する人が多いのかどうかも踏まえて、千代の松原公民館と旧福祉会館のところを小さくして、そこに駐車場の広いスペースがあるので、あそこならスケートボードの構造物を造ってやることができる可能性もあるのではないかということを思って質問したわけです。ああいうものをやるには、本当に大きなお金がかかると思うんですよね。だから、あれを整備するにも非常にかかりますから、今後そういったことも踏まえて、また検証もぜひ聞かせていただきたいなと思っております。

それでは次の質問に移ります。公園の整備についてでございます。向町には都市計画公園として、千代の松原公園のほかに、増島児童公園、嵯峨山公園、向町公園があります。千代の松原公園の再整備に向けて、令和5年10月28日、令和5年12月16日にワークショップがありました。この公園は河川区域にあることから、大型遊具も整備できないなどの制約がある公園であります。このワークショップを受けてどのように検証されたのか、千代の松原公園の今後の展開、または整備計画の予定はあるのか伺います。また、増島児童公園の整備計画、嵯峨山公園の管理・整備計画について現段階の状況を伺います。

1つ目、千代の松原公園のワークショップをしてどのように検証されたのか。2つ目、千代の松原公園の今後の展開、または整備計画の予定はあるのか。3つ目、増島児童公園の整備計画、嵯峨山公園の管理・整備計画はあるのか。

以上、3点を伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 横山裕和 登壇〕

□基盤整備部長（横山裕和）

それでは、1点目の千代の松原公園のワークショップの検証についてお答えいたします。令和5年に公園近隣の地区の代表者、公園を利用されている団体、子供会の代表や中学生など、様々な分野や年代の方に参加いただき、千代の松原公園でやりたいこととみんなで考えた公園プランを確認しようをテーマに、2回のワークショップを開催しました。ワークショップの開催に当たっては、千代の松原公園は河川敷内の公園であるため、新たに遊具の構造物設置には制限があることを踏まえ、芝生広場ゾーンや乳幼児・幼児ゾーンなど、幾つかのゾーンの例をお示しして意見交換を行いました。参加者からは、「現況の樹木を生かしつつ、テーブルやベンチを整備することで、木漏れ日の中で食事や休憩、子供たちを見守れる空間としたい。」や「乳幼児、幼児を中心とした遊具や水で遊べる親水施設を整備、また、周辺を天然芝やクッション性の舗装で安全性を考慮し、走り回っても安心できる空間としたい。」など、多くの意見をいただきました。ワークショップでの意見や、令和4年に実施したアンケート調査などの意見も参考にしながら、今後の検討に生かしてまいりたいと考えております。なお、結果はホームページにも公表しております。

続いて、2点目の千代の松原公園の今後の展開、整備計画についてと、3点目の増島児童公園の整備計画、嵯峨山公園の管理・整備計画については関連があるため、まとめてお答えいたします。増島児童公園は樹木の管理や草刈りなど、地域での維持管理が負担になっているとの声があることや、隣接するグラウンドを利用してサッカーチームの統合により、利用団体が減少している状況から、公園とグラウンドを総合的に整備する必要があると考えております。また、千代の松原公園は、先ほど述べたとおり河川敷内であり、整備に当たり構造物設置の制限があることから、千代の松原公園では設置できない遊具を増島児童公園に整備するなど、それぞれ公園ごとに役割を分担するなど、特色を生かした公園整備を検討する必要があると考えております。なお、嵯峨山公園につきましては、地域の皆様のご協力により維持管理が行われておりますが、近年では、地域の要望を受け、小さな子供が遊べる滑り台や簡易ベンチの設置、樹木の伐採などを行いました。今後も地域と連携を図りながら、適正な公園の管理に努めてまいります。

飛騨市の都市公園においては、少子化や遊びの変化などの影響から、公園を利用する子供の減少などによる公園の在り方や、高齢化や人手不足による地域が担う維持管理の負担の問題など課題があることから、地域や様々な世代のニーズに即した公園に見直すことが必要と感じており、今後地域ごとの公園の状況等、皆様のご意見をお聞きしながら、公園の再編、機能の集約化に向けた計画を策定することを考えております。あわせて、公園を整備するためには、財源となる国の補助事業の活用などが必要となることから、有利な補助事業を活用するための計画づくりなど、段階的に必要な取組を進めてまいります。

〔基盤整備部長 横山裕和 着席〕

○7番（森要）

ただいま伺った中で、一つ一つまた質問させていただきます。千代の松原の観音堂保存奉賛会

の役員の方から、千代の松原公園のワークショップをしたけれども、その後どうなってるんだろうと。それで、基盤整備部のほうへ行ったら、もうやらないということを言われたということを言われて、前にも小笠原議員が言われたりして、整備の計画を検討していくんだと。増島児童公園についても、森元基盤整備部長は今横山基盤整備部長が言われたようなことを検討していくということを聞いていたので、やらないということはないと思うということで、私も早速その翌日に基盤整備部に行きましたら、部長はいらっしゃらなかつたので、担当者の方に聞いたら、やっぱりしないということを言われて、おかしいなと。それは、今はやらないという意味で検討をする、そこの違いなのではないかなという気がして、再度、今後検討してやっていくということではないのかということ闻いたら、しないというようなことを言われて、どうしてかななんてことをちょっと思いました。そもそもこのワークショップを開いたというのは、どういう背景でこれをやろうとされたのかをまず伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

これまで市では、杉崎公園、また神岡町の坂巻公園など、順次整備を進めてまいりました。この後、気多公園につきましては樹木の整備とか、一定の整備が終わっておるわけですけども、千代の松原公園につきましては、以前から懸案となっておりました河川敷であるということから、どう整備していくかということの課題がございましたので、将来的にはこのままというよりは、何らかの整備が必要であるという認識の下で、制約がある中でもどのような整備がされると皆さんに喜ばれる公園になるんだろうかというような観点から、ワークショップを開いてご意見を伺ったところです。

先ほど、しないと言われたということですけども、ワークショップを行った後、すぐに整備はできるものではないということを多分申し上げたんだと思いますけども、先ほど答弁いたしましたとおり、今後に向けて、この公園だけでなく増島児童公園周辺も状況が変わってきておりますので、それらの公園、また、小さな地区の公園もございますので、それらとのすみ分け、また、どういう方がどういうところを使うといいのかというようなことも含めて、全体的に検討しながら、その中で進めてまいりたいということでございまして、検討はしておりますということでございます。

○7番（森要）

多分私もそうだと思って聞いてきたんですけども、そうすると千代の松原公園のワークショップをやったということは、杉崎公園もやったり、坂巻公園もやったりして、あそこは河川敷の制約あるけども、どのようにしたらいいかという基盤整備部の発想で、今後こう計画しなければならないというふうではなくて、そうやって聞いてみようということでやっていただいたということでおろしいですよね。

それで、前に確認に行ったときに担当者の方が言われたのは、立地適正化計画を立てなければできないんだと。それを令和7年度とか、令和8年度、令和9年度でやって、それができないと整備計画ができないということなので、この立地適正化計画はどういうものなのか教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

先ほど言いました、補助事業の活用等に必要な計画も検討していくというのがこの立地適正化計画でございまして、補助事業を進めるにあたって、様々な公共施設をどのように利用を集約して、役割分担していくかというようなところをこの計画の中で検討させていただきまして、その後、公園の方向が決まれば、また公園の再編について具体的な計画に進んでいければというようなことで考えております。

○7番（森要）

ということは、これは令和8年度、令和9年度に計画策定をするということで考えてよろしいですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

現在、令和8年度から令和9年度にかけて計画策定をしたいと考えております、準備を進めておるところでございます。

○7番（森要）

そうしますと、それは補助を受けるためにも必要な契約だということで、令和8年度、令和9年度ということは、令和7年度中に千代の松原公園をこんなふうに、増島児童公園はこんなふうにする、そういうことではなくて、その辺の関連はどうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

まず全体の構想の計画ですね、先ほど言いました適正化計画のほうを進めまして、それから公園のほうに具体的に入るということで、実際に公園にどのような整備を行うかというのは、その次の実施設計の段階になりますので、そこまで段階を踏んで進めていきたいということで、公園の整備につきましては、早く令和10年か令和11年頃になるのではないかというふうに考えております。

○7番（森要）

ちょっと私もよく分からんんですが、例えば千代の松原公園のワークショップを受けて、今後意見を聞いてこれはこんなふうにやりたい、増島児童公園はグラウンドとかを踏まえてこんなふうに計画してみたい、それからほかのところの都市公園についてもこんなふうに整備してみたいということが先なのか、そういうのも並行していきながら、ある程度決まってきたら先ほどの立地適正化計画を立てるような、整備していくためのストーリーとしてはどういう順番になるんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

立地適正化計画を令和8年度、令和9年度に策定をする予定でございます。その次に公園再編計画ということで、どの機能をどの公園に持たせるかというようなことを具体的に策定してまいります。それを基に具体的な公園の中の実施設計に行くということで、そのような順番で行って、それが終わった後、整備に入れるだろうということでございまして、ワークショップはその前段として令和5年度に行いましたけども、今後具体的に進めていく中では、また当然地元の意見とか市民の皆様の意見を聞く機会があると思いますので、そういう中でだんだんと固めていければということでございます。

○7番（森要）

分かりました。今いろいろ進んでいくと、どんなに早くてもやっぱり令和10年以降とか、そういうふうになるのではないかという気がしました。千代の松原公園のワークショップのやつをいろいろ見ると、すごくやっぱり立派なものになっていて、先ほどちょっとと言いましたけれども堤防沿いの中のほうも計画では出ておりまして、将来のことも踏まえてこれは非常にいい計画だなというふうに思っています。

それで、もう1つ伺いたいのは、大学の関係で今年の夏頃には認可が下りるかどうかということもありますけれども、大学の中には、今の若宮駐車場に子供の遊び場もあるんですけども、あれも一応もしなった場合は子供の遊び場で屋内の施設としては非常にいいものができるけども、それを考慮に入れながら、他の都市公園については、あそこができればいろいろ遊具的なものをこっちには必要ないので公園のほうに反映もできるのではないかと思いますけれども、基盤整備部とはちょっと違うのであれですけれども、どのような利用をしていくのかということについても、今後は大学のほうの遊び場のこともあるんですけども、ぜひまたそういった計画もしっかりと検討しながらやっていただければなと思っています。

それでは、2点目の千代の松原公園と増島児童公園について、先ほども本当にありがたいことを言っていただきました。上町一区、二区、三区、それから向町四区、五区、六区、七区では向町南部行政という懇談会があって、その中にやっぱり増島児童公園を何とかしてほしいという声も強く出ていました。こういったことを前向きに検討するということなので、今後期待しておりますので、また、いろいろと地元の意見も聞きながら進めていただければありがたいと思います。2点目の質問は以上で終わります。

次に、3点目の質問に入りたいと思います。神岡町にあります、飛騨市多機能型障がい者支援センター神岡ピースの運営等についてお伺いいたします。総務常任委員会で管内視察を行いました。私は、前に総務常任委員になったときに、ピースなんかも行ったりしまして、非常に一生懸命やっていらっしゃる。それに施設ができるということをそのときに見て、2期目は体調を崩して辞めましたので、今年になってどうなっているのかなということを踏まえて視察をしてまいりました。そこで、建物裏の舗装の整備や暑さ対策の要望とか、短期入所の問題等を伺ってまいりました。そこで、次の2点を伺います。

1つ目、建物裏の舗装整備や暑さ対策の要望について把握されているのかどうか、今後の整備予定はあるのかどうかを伺います。2つ目、短期入所の令和6年度の利用実績と今後の見込み、できれば令和4年度、令和5年度も教えていただければありがたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 野村賢一 登壇〕

□市民福祉部長（野村賢一）

多機能型障がい者支援センター神岡ピースの運営等についてのご質問ですが、1つ目の施設からの要望内容の把握と今後の整備予定についてお答えします。飛騨市多機能型障がい者支援センター神岡ピースは、NPO法人障がいのある人を支える会が指定管理者となって運営しており、今年で4年目となります。利用者は年々増加しており、作業場所や作業材料の保管場所等が手狭になってきました。議員ご指摘の建物裏の路地スペースについては、手狭になることを想定し、このスペースを舗装した上で大型テントを設置、作業場所とするという計画が建築時からありました。施工費の都合で見送られました。しかしながら、その必要性は十分に認識しておりますので、今後も引き続き検討したいと考えております。なお、利用者やスタッフの熱中症対策としてのファンつき作業着などの購入については、今年度の予算の中で補助を行う予定です。

次に、短期入所の令和6年度の利用実績と今後の見込みについてお答えします。ピースにおける短期入所の利用実績ですけれども、令和4年度はやっておりませんので令和5年度からですが、令和5年度に1件、令和6年度はございませんでした。開所から2年間は赤字運営でしたが、3年目となる昨年度は黒字化を実現しました。しかし、24時間運営施設ではないピースでは、短期入所の運営は採算面や職員シフト面で課題を抱えています。特に、事業所の運営基盤が整っていない状況では円滑な短期入所運営は難しい状況でした。4年目となる今年度は、職員の増員により短期入所運営に必要な人員体制が整いつつあります。ピース利用者の中には、介護者にもしものことがあったときなどに不安を感じるご家庭も多く、日頃から短期入所を利用することで、安心して家を離れて過ごせるようにしたいと考えておられます。そのため、今年度、日常の通所利用を通じて、個々の特性理解ができる利用者の中で短期入所に踏み出せる気持ちになった方から、体験的な形で段階的に利用を受け入れていく予定です。

〔市民福祉部長 野村賢一 着席〕

○7番（森要）

まず、建物裏の舗装整備と暑さ対策。暑さ対策については、今年度からやっていただくということで非常によかったですと思っております。舗装も建設当時にはそういうものをやることができなかったということなんですが、これについてはやっぱり予算はかなり高額になると思って、今年は大変不安定な中でできなかつたと思うんですが、舗装工事というのは、大体予算的にどのぐらいの予想をされているんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

現在は見積りを取っておりませんので詳しい金額は分かりませんけども、当時の見積りでおよそ500万円であったと記憶しております。

○7番（森要）

やっぱりそのぐらいかかるんだろうな、非常に高額になりますので大変だと思っていますが、

ぜひこれについてもできる範囲で、例えば2年か3年ぐらいかけてやってもらってもいいし、例えば障害者の支援のやつで必要なものを整備されるのが、今年めひの野園で50万円がありましたけど、そういうのはやれるんですけど、高額になるとなかなかできない、一番欲しいのになかなかできないということの制約が来ます。ですから、何とかこれもせっかくやって仕事もしてもらってやっているので、こういったものについては極力早くできるように検討していただきたいと思っています。

それから、2番目の短期入所のことについて、令和4年度はゼロ人で、令和5年度は1人、令和6年度もゼロ人、管内視察に行ったときにももらったピースのパンフレットには、短期入所はもう既にここには書いてなくて、短期入所については令和4年度からやると書いてありましたけれども、今の体制では非常に難しいだろうとあの当時思っていましたし、なかなか今の職員の体制が、ほかの仕事で手いっぱいできなかなかできないのではないかという気がしておりました。当初の建設当時の背景として、短期の入所希望があったのか、それを踏まえての計画を立てたと思うので、その辺について伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

運営を行っていただいているピースですけども、もともと山田のほうで日中一時支援事業をやっていただいておりました。そこで、市と話しているうちに、市も生活介護や短期入所の必要性を感じて建設に至ったということを聞いております。

それで、短期入所の希望者ということですけども、ご承知のように短期入所ということはお試し入所ということで、簡単にショートステイを使っていただく性質のものではございませんが、使ってみたほうがいいなというような利用者がいらっしゃったときに、相談員がずっと世話をしていますので声をかけているんですけども、今のところ直接の申込みはないということです。

それで、ショートステイに対する施設の体制なんですけども、先ほども答弁で申しましたように、職員も増員しましたし、職員自身の利用者に対する支援のモチベーションも最近高まっているということで、体制は整っておりますので入所を受け入れることは大丈夫だと認識しております。

○7番（森要）

黒字化になって、職員も2名入って、体制は整えつつあるということでございました。私が一番心配をするのは、こういったものをやったときに、もし利用がないと、補助金の返還というか、そういうものはあるのかどうかということが心配で、あのときも聞いたような気がするんですが、その辺の関係はどうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

この施設は過疎債を使って建てておりますので、補助金は使っておりません。なので、よっぽど事業廃止でもしない限り大丈夫だと思います。

○ 7番（森要）

それを聞いて1つ安心をいたしました。令和4年度はゼロ人、令和5年度は1人、令和6年度はゼロ人でした。令和7年度になるわけでございますけど、先般の管内視察のときにも、あそこでグループホームをやるときに、それを改造してやるよりも、本当に欲しいものを新しく造つたらどうかなんていうことを言った覚えがあるんですけど、たまたまあれは補助もあって改造されて非常によくなっていて、グループホームの利用者も当初のときはちょっと利用者が少なかつたんですけど、今はほとんど埋まっている。その中にショートステイも3部屋あるんですが、泊まりのは職員はどうされるんですかと聞いたら、和光園の宿直の方が来て泊まっているというようなことを聞きました。やっぱり泊まりも要るわけですから、ピースの場合、今の体制ではなかなかできないと思うのですが、泊まりのことまで考えていらっしゃるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

泊まりの方が和光園から来ておられるということは承知をしておりませんでしたが、体制は整っているというふうに聞いております。

△市長（都竹淳也）

私からちょっと補足のお話を申し上げたいと思います。この令和5年度の1件というのは私の息子でございまして、ピースで初めてのショートステイを使いました。この年のちょうど5月の時期でしたけども、母親が入院していて、私の妻も手術で入院するということがあって、私はこの仕事ですのでずっと子供を対応することができずに、急遽ショートステイが必要だということになりました。それで、ピースはやった経験がなくて、私も実際に頼ることが難しいのではないかと思いましたし、自分ではサービスを使うべきだといろいろな方に言っているんですけど、そういう状況になると、家族というはどうしても意固地になるんです。公務を全部休んで自分が見るということを言って、ただ、相談支援専門員の人に「都竹さん、こういうときこそ使うべきだ。」ということを言われて、そうだなと、いつも自分でそう言っていると思って、利用させてもらったんです。

ただ、ショートステイというのは決して簡単なことではない。皆さん「何でピースでショートステイをやらないんだ。」と言われるような簡単なことではないということを、身をもって体験しました。まずそれは、ショートステイは基本的に泊まりになりますので、そうすると、全く家の生活習慣が分からぬ人と夜一緒になるんです。何時にどういう食事をして、寝るタイミングはどうなのか、そもそも寝てくれるのかどうか。それから風呂も入れなければいけない、うちの子は息子ですから、女性スタッフよりも男性スタッフということになると、その配置ができるのかということがある。夜は起きるのかどうか、トイレには連れて行くのかどうか。朝になつたらどういうタイミングで食事を食べさせるのかというのを綿密に打ち合わせをして、やっとでかかるということになります。支援者の方もそうですが当事者の問題もありますので、うちの息子は発語がありませんからしゃべれないし、意思表示ができませんが、意思表示ができない子でも慣れてくれるのかどうかというのは分かりませんから、実際に2つ使って、高山市のショートステイも両方使わせてもらったんですが、そこは初めていきなり行きましたので非常に拒否感が

強くて、スタッフの方も大変苦労して、実際かなりつらい思いをして帰ってきました。そうすると、いきなり使うということは恐らくそういう可能性になることもある。そうすると、慣らしておいて、普段から関係をつくっておかないとショートステイというのは簡単にできないので、これは皆さんのが思われるよりもはるかに難易度が高い問題であるということはご認識いただけたと思います。

ただ、ピースの皆さんは非常に意欲が高いです。何とか自分たちのところでショートステイをやっていきたいという意欲が非常に強いので、普段からまずは自分たちの利用者でやってみていただく。使わないと、いざというときに使えないんです。急に明日必要だからというわけにはいかないので、元気なときに、何もないときに使うという習慣をつけていくという必要があるって、ただ、そのためには先ほど言ったように体制だけではなくて、その家族の家庭での生活全部を理解した上で初めてかかるという側面がありますから、そういうことを1つ1つクリアしながら何とかやろうというふうにスタッフの皆さんも一生懸命考えてくださっていますし、そういう中で初めて実現していくものだというところをご認識いただけたと大変ありがたいなというふうに思います。

○7番（森要）

私もそれを非常に感じております。今言われたとおり、やっぱり急に行ってもいろいろな制約があったりするので非常に難しいだろうと。だから、今のピースの体制ではなかなかそれまでできず、利用者も難しいんだということでしたが、今年からやるんだということで本当にできるか心配です。ただ、私は今市長が言われたように、まずはお試し体験というか、親も一緒になってできるような、飛騨市多機能型障がい者支援センター「古川いこい」でもデイサービスのところでも、そういうことができるような体制になっているので、まず、親も一緒にになって泊まることができるようなお試し体験をやっていくことも大切ではないかと思いますがどうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

森議員の言われることはそのとおりだと思いますので、市も必要な支援をこれからもしていきたいと考えております。

○7番（森要）

ぜひ前向きにやっていただきまして、ピースのほうでなかなかできなければ、当初3年間は補助がありまして、今は黒字化になったからできないということですけど、お試し体験で市の支援があればそれでできると思いますし、やっぱり宿泊をするのも中の方でやるのは非常に大変なので、そういう手当なんかもできることもやっていただきたいなと思っております。

まずは、あそこに入っている方からということでしたけども、私はそれ以外の方でも利用されたい方があるのではないかと思っているので、お試しについては普通の利用者だけではなくて、ほかの神岡町にいらっしゃる中でやってみたいということがあれば、やっぱり受け入れるべきだろうと思っているんですけども、まずは入所者からということが先ほどもあったんですけども、受け入れについてはできるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

そういう方が現実にいらっしゃって利用されるかどうかということは分かりませんけれども、市としては予算立ててもして、受入れの準備はしているところでございます。

○7番（森要）

分かりました。ぜひ前向きに検討をして、受入れもやっていただければありがたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

[7番 森要 着席]

◎議長（澤史朗）

以上で、7番、森議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午前11時ちょうどといたします。

（休憩 午前10時54分 再開 午前11時00分）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

12番、野村議員。なお、添付の資料並びに追加の資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

[12番 野村勝憲 登壇]

○12番（野村勝憲）

それでは、通告に従い質問します。昨年11月、美咲町の青野町長と4課長に面談したとき、ぜひ石破総理に公共施設の解体費用は国の費用でお願いの強い要請を受け、早速、石破総理と橋官房副長官に地方の切実な声を届けてありました。5月30日、全員協議会で河合町のY u M e ハウスの解体費全額総務省からと聞き、その日のうちに石破総理と橋官房副長官、そして美咲町の青野町長にお礼と報告をしました。私は2月に続き、再び地方創生と東濃に防災庁設置要請で5月16日、午前8時30分より、防災庁設置準備兼任赤澤経済再生大臣、そして古屋代議士、石破総理、橋官房副長官の順で国会事務所を訪れ、陳情してきました。また、御茶ノ水での日本自治創造学会「変容する社会・地方選挙～地方自治のあり方を問う～」に出席し、また、少子化時代の大学経営を学ぶため、私立4大学を訪問。さらに、観光振興、ふるさと納税、地域活性化の取組で東濃5市と各務原市、瑞穂市、岐阜市、可児市と飛騨2市1村を視察。得た知見と成功事例などを参考に質問します。

まず1点目、10年後の飛騨市とC o I Uについて。国は今後10年間で集中的に取り組む「地方創生2.0」の構想案を発表。その基本は、女性や若者が地方で生活や仕事をしやすい環境を整えて

いく施策と、減災・防災や地方大学の効率化を推進。地域の強みを生かした未来ビジョンを描き、新しい発想と持続的な地域主導の取組が不可欠。木を見て森を見ずの小手先の改革や行政運営はもう通用しません。私は度々述べてきたように、過去10年間の結果を分析・検証し、10年後の飛騨市のあるべき姿とビジョンを示し、それを実現する戦略を策定するときではないですか。これまで300以上の自治体を視察した中には、人口減少、少子高齢化、財政難などの地域の課題解決に真正面に取り組んだ結果、消滅可能性自治体から脱し、企業誘致や観光など新たな産業で若者が増え、持続可能な自治体に転じた市や町、村が幾つかあります。飛騨市はこの10年間、4,000人以上の人口減で少子高齢化がますます加速し、若者は減り続け、人手不足や過疎化など課題が山積し深刻です。そこで4点問います。

1つ目、10年後の飛騨市人口ビジョンとその対策は。市の最大の課題は人口減と少子化。人口は平成27年4月から10年間で4,219人減少し、減少率17.4%。内訳は、宮川町が218人で減少率28%、河合町が305人で減少率28.5%、神岡町が1,881人で減少率21.5%、古川町が1,756人の減少で減少率12%。同じ吉城郡だった国府町の人口は、神岡町の6,894人を上回る7,053人で、減少率は1桁の8%の633人減少。しかし、世帯数は218世帯増えて、若い移住者や飛騨市からの移住も増えているようです。私の予測ですけれども、10年後の飛騨市の人口は、平成16年に合併したときの旧古川町の人口に近づくと予測。市の予測数値は。そして、少しでも人口減少を食い止める対策と、宮川町や河合町の人たちが古川町ではなく同じ盆地の国府町に移住される理由や対策を示してください。

2つ目、女性や若者が生活や仕事をしやすい環境づくりを。国の地方創生2.0骨子案は、東京圏から地方への転出率といった10年後に目指す数値の目標を設定。受け皿となる地方は女性や若者が生活しやすい環境を作らねばなりません、仕事もそうです。市内で安心して働き、暮らせる環境づくりについて、何をキーワードにどんなコンセプトで推進するのですか。また、地域間連携などで時代に合った地域づくりが求められ、それぞれ具体案を示してください。

次は大学の関係です。CoIUまちなかキャンパスの経済効果と学ぶ環境について。多治見市は令和9年に移転開学する中京学院大学の経済効果を初年度47億円、次年度以降は毎年18億円を見込むとのことでした。来年4月、CoIUが開学した場合、飛騨市は初年度と次年度以降の経済効果は幾らで、また、固定資産税や住民税など税収面はプラスだと思いますが、具体的に示してください。私は5月、人口増が続く瑞穂市と朝日大学を訪問してきました。郊外の広いキャンパスで学ぶ環境のよさと、JRで名古屋駅まで25分です。それから、穂積駅からキャンパスまで往復している無料バスが運行など、アクセスのよさや地域住民と大学生が主体となってにぎわいを生み出す活動には感銘しました。朝日大学は今年の春も定員割れをすることなく、岐阜県初となる救急救命学科を新設し、高山市や郡上市からの入学者もあり、全学部、地元の入学者は平均約5割で、バランスのよい大学経営です。これまで都心から地方の大学を数多く視察してきましたけど、その中で感じたことは、多くの受験生は充実した学びの環境で学問とアルバイトを両立させ、若者が集う都市型キャンパスを求めていることです。しかし、CoIUのまちなかキャンパスは両隣壁1つの民家で、庭や駐車場はもちろんなく、市民からの苦情が心配です。さらに、飛騨市にはアルバイト先や学生の住居、アパートとかそういうものが少ない環境で、学生募集に影響大です。市長の見解を伺います。

最後に、C o I Uへのふるさと納税と大学経営について。皆さんも御存じだと思いますけど、4月、NHKの朝のニュース「おはよう日本」で岐路に立つ地方の私立大学を紹介。その内容は、徳島文理大学と東北学院大学は少子化により、相次いで都市部へキャンパス移転の報道。都市部でも、東京都のルーテル学院大学や学習院女子大学に続き、名門の京都ノートルダム女子大学は定員割れの経営不振で、大学院も含めて閉学するなど、大学経営からの撤退が全国で相次いでいます。5月、ある新聞がトップ記事で藤田医科大学は来年度の入学生から6年間の学費を30%引き下げ、人気の高い医学部でも少子化の影響を受け、今後、学生の獲得競争は一段と激しくなります。C o I U大学が飛騨市に開学したからには、少なくとも30年以上経営が続かなければなりません。早々に都竹市長が評議員に就任し、大学支援室を設け、3億円以上のふるさと納税で助成した以上、市には連帶責任があります。それを前提に問います。もし、開学して10年以内に定員割れで経営不振になった場合、市はどのような対応を取るのですか。例えば、市の公立大学にするとか、また、助成した3億円以上のふるさと納税は返してもらいますよね。以上です。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

4点のお尋ねがございました。私からはC o I Uについて2点、お答えを申し上げたいと思います。議員から毎回のようにC o I Uの質問をいただいておりまして、毎回のように判で押したように同じ答弁を繰り返しております。数えてみましたら今回で11回目です。同じことの繰り返しで全く議論が深まっていないと思っておりまして、なぜなんだろうと思うと、我々の答弁を踏まえたご質問になっていないからだというふうに思っております。その意味では、今までどおりのお答えだと一言で終わらせてもいいんですが、C o I Uに関しては、間もなく認可の可否が決定するというふうに聞き及んでおりまして、1つの節目でございますので、この段階で改めてC o I Uに関する市の関わり方について考え方を申し上げておきたいというふうに思います。

まず、C o I Uは民設民営の大学として設置が目指されております。これは市にとってみれば、民間の専門学校とか私立高校と同じ位置づけになります。市が直接運営に携わることもなければ、関与することもございません。これは憲法が保障する大学の自治の観点からも求められることがあるということは、これまで申し上げてまいりました。他方、大学に限らず、市内に事業所とか企業、そうしたものが立地する場合には市として支援を行うことは当然あるわけであります。これは全国どこでも事業所の立地が市にとって効果があって、立地を促進したいと考える場合は様々な支援を行うのは当然のことだ、いわゆる企業誘致というのはそれでございまして、土地の手配とか、周辺住民の調整とか、上下水道とか、道路の整備が行われるケースもあります。

ただ、こうした場合、支援を行うからといって、その企業の事業内容に立ち入って意見をしたり、まして議会の議場で説明したりすることはあり得ないことだというふうに思っております。例えて言えば、ある自治体、県とか市、岐阜県でもそうですが、自動車部品の工場が立地するということで支援を行っているケースは山のようにあります。しかし、その工場がどんな部品をどのように作っているかとか、年間の生産量とか、経営内容がどうかというようなことを行政が公に説明することはありませんし、すべきでもないということです。飛騨市では、長く新たな事業

所の立地を経験しておりませんから、皆様方におかれてもイメージがつかないというところがあるかもしれませんけれども、少なくとも私自身は産業政策に携わり、また、県庁で企業誘致の一翼を担ってきた者として、そうしたことを公にしないというのは行政として最低限のモラルですし、常識であろうというふうに考えております。

その上で、C o I Uについては、飛騨市としては体制を整えて立地の支援を行ってまいりました。これは大学の立地が、若い人が飛騨市に一定期間でも住むという機会になること。そしてまた、関わりを持ってくれるということに伴う地域活力の増大ということが期待されるのではないかということと同時に、知のシンクタンクとも言える教授陣、こうした方々との関係ができることで、市の教育文化の促進に資する大きなチャンスになるというふうに考えているからでございます。また、遠方に進学せざるを得なかった市内、あるいは飛騨地域の子供たちの身近な進学先の選択肢が広がることにも可能性があるというふうに考えているから、こうした支援を行ってきたということです。

その支援は大きく言って3つでございまして、1つ目は環境整備・カリキュラム準備の支援ということで、周辺道路の整備ありますとか、中学校、高校のカリキュラム連携、あるいは特に入学の可能性のある全国の高校生を対象としたセミナーの開催支援、これも昨年の夏に行われたわけでありますけども、こうしたことについて積極的に取り組んできたところでございます。2つ目が飛騨市企業立地促進条例に基づく支援ということでございまして、これは既に条例がありますので、借上料等が要件に該当すれば、当然助成対象になるということでございます。3つ目はふるさと納税、企業版ふるさと納税の仕組みを活用した支援ということでございまして、これも何度も何度も説明をしてきましたけれども、この制度を活用して、税制優遇のある寄附金を受ける仕組みをつくって、寄附者を集めていただいて、集まった寄附金を交付するというものでございまして、一種の拡大版ガバメント・クラウドファンディングというふうに言ってもよろしいかと思います。これは特定目的の寄附ですから、一般的に受け付けたふるさと納税を振り分けるものではありませんし、まして税金を投入するものでもないということです。

以上のような考え方で支援を行ってきておりますけれども、いよいよ認可の可否が決まるという段階まで来ております。当初から、私はこの時代に新たな大学を新設するというのは決して容易なことではない、大変な道のりだということを思うけれども、期待を持って見守りたいということを一貫して申し上げてまいりました。文部科学省の審査は極めて膨大な項目に及んで、詳細にわたっての審査が行われているように聞いておりますけども、これは一切公開されない、あるいはしてはいけないということになっておるということですので詳細は分かりませんけれども、この結果が出るのを固唾をのんで見守っているというところでございます。

以上を申し上げた上で、お尋ねに対するお答えであります。

3点目のまちなかキャンパスの経済効果と学ぶ環境というお尋ねでございます。まず前提として、市主体で実施する事業ではございませんし、大学の設置自体、経済的な効果を狙うものではありませんから、昨年6月にもご答弁申し上げているとおり、市として独自の経済効果の試算は行っておりませんし、今後も行うつもりはありません。また、C o I Uのまちなかキャンパス構想は聞き及んではおりますけれども、現在、まちなかキャンパス構想を含む大学全体の設置計画については、文部科学省による認可審査の段階にございます。今後の審査の結果次第では、構想

の変更もあり得るというふうに認識しておりますし、こうした状況の中で、市が大学設置に関する税収等を試算することも、また、意味がないことであると考えております。

また、学ぶ環境についてのご懸念につきましても、大学設置がまだ認可されていない段階で、市として対策を講じる必要はないと考えております。そもそも、街中における民間の事業展開、これは大学に限った話ではございません。例えば、空き家の利活用という点で言えば、飲食店も幾つかオープンしておりますし、ゲストハウスもたくさんできております。様々な分野で市内には民設民営の取組が既に数多く行われておりますけれども、大きな問題は起きておりませんし、それと同様に捉えておるということでございます。いずれにいたしましても、今後、大学設置が認可され、大学運営に関して何らかの課題や問題が生じた際には、大学に申入れを行うなど、必要に応じて対応を行うことになろうかというふうに考えております。

次に、4点目のC o I Uへのふるさと納税と大学経営についてお答えを申し上げます。まず、私自身、令和2年11月から令和4年4月まで評議員を務めておりましたけれども、以前にもご答弁をしておりますとおり、このときの評議員は学校法人に必ず置かなければならない評議員会の構成員という立場でございまして、評議員会は学校法人の運営には関与することではなく、意見を申し述べる諮問機関としての位置づけになっておったということでございます。その後、私立大学を含む学校法人のガバナンス改革に関連しまして、評議員会の権限を強化し、理事の選任・解任も含めた監視監督機能を持たせる方向で法改正が進められておりましたので、実質的な関与の権限を持つ評議員にとどまるることは適当ではないという考え方から辞任をしたということです。これは先ほど申し上げたように、この議場で答弁をさせていただいております。以上のように、過去も今も大学運営には全く関与していないということでございます。したがって、これをもって連帶責任があるというようなご発言は全くあり得ないということでございますし、企業支援の一般常識に照らして支援体制を取っていることをもって、連帶責任があるというようなご見解も全くもって的外れでございます。いずれにいたしましても、C o I Uは民設民営の大学でありますので、仮に経営不振に陥った場合であっても、市はその責任を負う立場にはございません。

次に、ふるさと納税を活用した補助金等の交付についてもお触れになりました。これも3月議会でも企画部長から答弁しておりますが、大学の認可が得られなかった場合や、仮に経営上の課題が生じた場合でも、寄附金の使途が大学設立のために要した経費である限り、寄附者の意向に沿った活用でありますので、寄附金の返還は必要がないというふうに考えております。これは寄附金の取扱いに関する条例や趣旨等に照らしても、妥当なものであると考えております。ご質問の中で、市が既に3億円以上のふるさと納税を助成したとご発言になりましたが、これは事実と異なります。何を根拠に発言されたか分かりませんが、現時点では当初予算において寄附金を財源とする私立大学等整備事業補助金1億4,000万円を計上しているという段階でございます。今後、大学として使用する施設や備品の整備等に関して、C o I U側から補助金交付申請が提出された場合に、審査を行った上で、予算の範囲内で交付する予定としておるということでございます。以上です。

[市長 都竹淳也 着席]

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

[企画部長 森田雄一郎 登壇]

□企画部長（森田雄一郎）

私からは、1点目と2点目についてお答えをいたします。

まず、1点目の10年後の飛騨市の人囗予測と人口減少対策についてお答えをいたします。まず、人囗予測につきましては、市として独自の人口推計はいたしておりませんけれども、国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の地域別将来推計人口 令和5年推計」によりますと、10年後の2035年に飛騨市の人囗は1万6,243人になると推計されております。

次に、人口減少対策についてですが、第2期総合政策指針でもお示しをしておりますとおり、人口減少を完全に止めることは不可能であるという前提の下、地域の魅力を高め、移住定住の促進、地域産業の振興、雇用の創出などを通じて、地域の活力を維持・向上させることで、人口減少の進行スピードを少しでも緩和する積極戦略と、高齢者の生活支援や医療・介護、支え手になる人たちの確保など、人口減少の中で次々と変化する新たな課題に柔軟かつ迅速に対応する適応戦略の両輪で取り組むこととしております。

積極戦略に相当する施策としては、直接的な人口対策となる本市の移住定住施策は全国的にも評価されておりましすし、飛騨市ファンクラブや「ヒダスケ！」のような関係人口施策も全国から注目される取組となっております。そのほか、米やアユ、広葉樹、薬草など地域資源を活用した取組などもこれに該当いたします。

適応戦略に相当する施策といたしましては、飛騨市が、弱い立場の方々への支援として取り組んでいる膨大な数の施策がこれに該当いたします。人口については、かねてから申し上げておりますように、減少が進んでしまった現在において、これを増加に転じさせるような即効薬も特効薬もないという現実を受け止めつつ、目先の細かい数字に一喜一憂することなく、市民が暮らしやすいまちづくりを全方位的に進めることができ、結果的には人口減少対策になるという考え方で市政に取り組んでいるところでございます。

最後に、飛騨市の各町と国府町との人囗減少の格差については承知しておりますけれども、統計データ上、旧町村間での人囗移動の分析ができないことから、飛騨市民が国府町に転出されているというデータは持ち合わせておりません。また、日本全体が急激な人囗減少に直面している中で、基礎自治体内の一部分にすぎない隣町同士を比較することは適當ではないと考えております。

次に、女性や若者が生活や仕事がしやすい環境づくりについてお答えをいたします。女性や若者の働く場所の確保という面では、これまでの答弁でも、市が行ってきた事業をアウトソーシングすることで企業が生まれ、働く場の創出にもつながっている好事例がある旨を再三申し上げてきたところでございます。当市のふるさと納税業務の受託を契機に、古川町内で起業されました株式会社ヒダカラ、飛騨市学園構想や飛騨市民カレッジなど教育分野のパートナーである株式会社E d o、まちづくり支援のn o d eなど、これらはいずれも飛騨地域には数少なかった、若い女性が働きたいと思うクリエイティブな企業であり、それぞれが若い女性の雇用を生み出しております。こうした事例が生まれることで働く場所の確保につながると思いますので、同様に起業を志す方へは市としても積極的に支援をしていきたいと考えております。

次に、生活環境の整備につきましては、アパートを建設する事業者等への補助制度を創設し、

アパート不足解消を目的とした取組を行っております。また、空き家の賃貸住宅化を促進するための改修補助等も行っており、空き家流動化に向けた取組も併せて行っております。これらによって、若年世代の住居確保を今後も推進していきたいと考えております。以上です。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

○12番（野村勝憲）

それでは大学から質問します。受入れ体制で環境整備をされた宮城町、あそこは結果、大学は進出しない、キャンパスは置かないということなんですけども、市がいろいろ協力したのに、なぜあそこにキャンパスを置かなくて、まちなかキャンパスになった、その最大の理由は、都竹市長、何ですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

お答えする立場にございません。

○12番（野村勝憲）

お答えする立場にはございませんと言いながら、これは各務原市の恵みの湯でいただいたパンフレットです。飛騨市ではほとんど見ませんでした。最近作られたようですが、ここにはちゃんと飛騨市のロゴマーク入り、それから、企画部長森田雄一郎という名前まで入って、コメントまで入っています。これは明らかに連携してやっているわけでしょう。このパンフレットは独断でやられたんですか。矛盾していませんか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

いろいろな支援・連携をしておりますことと、今ここでお尋ねになったことに答えることは全く別の話でございます。

○12番（野村勝憲）

そういう逃げの答弁をやっているから、ころころころ変わるわけですよ。これで局面が何回変わったんですか。それに対してあなたは責任を持たないんですか。高山市が断った大学をあなたが受けたんでしょう。高山市は断っていたんですよ。はっきり言って、私はいろいろなところから情報を聞いています。その辺はどうなんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

これも前に申し上げましたが、高山市が断ったという話はございません。それも申し上げています、高山市議会でも答弁されています。それから、計画がどう変わるかということは、私たちが申し上げることではない。これは事業としてやられている中で、いろいろな議論があって変わってくることですから、それをここで市の立場、あるいは市長がどうだということ自体が目的が外れているということだと思います。

○12番（野村勝憲）

それではお聞きしますけれども、私はこの10年間で、先ほど10年のことを検証して分析してと言っていますけれども、一番問題なのは地域経済が弱体化した、疲弊したことなんです。それについて市長はどのような考えですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

何をもって弱体化したとおっしゃっているのかよく分かりません。産業構造は大きく変わっていきます。少なくとも卸売業、小売業、あるいはサービス業は人口が減ってきますから当然縮小してきます。しかし、一方で製造業なんかは事業を拡大しているところもたくさんありますね。それからネット販売とか、そうしたところで大きな売上げを上げているところもございます。そうすると、何をもって地域経済が疲弊したというのか。何のどこのデータをもって、そして何を基準にそれをおっしゃるのか。それから、全国的な変動の中での飛騨市の位置づけというはどう考えるのか。そこが全て明らかにされないと、今のお答えというものはそもそも基礎がない、そういうことだと思います。

○12番（野村勝憲）

古川町内だけでも30店舗なくなっているわけです。そうでしょう。消費額が小さくなってしまって、市場が小さくなってしまっているわけでしょう。それはどういう原因なのか、その辺はどうなんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

これも前から何度も申し上げています。地域経済が縮小したからお店が閉まったのかというと、そうではないですよね。これも何度も申し上げましたけど、私の家の自転車屋が閉店します。今おっしゃった30店舗のうちの1つです。理由は分かりますか、明確に言えますか。（野村議員「個人的なことはいいわ。」と呼ぶ）違います。同じ事情がほかにあるから言っているんです。（野村議員「そんなことを聞いているのではないわ。」と呼ぶ）ほかにも同じ事情があるんですね。つまり高齢化なんですよ。高齢化があって、（野村議員「高齢化だけではないわ。」と呼ぶ）ですから、地域経済の疲弊ということだけではない。それで、今——。（野村議員「弁解は要らない。」と呼ぶ）議長、止めてください。（不規則発言あり）

◎議長（澤史朗）

野村議員に告げます。不穏な発言は控えてください。

△市長（都竹淳也）

ですから、地域経済の疲弊、店舗の閉鎖といつても事情が違う。だから今、事業承継が問題になっているわけです。高齢化の問題があるから、事業も続けたくても続けられない、続けられるだけの経営基盤があるけども続けられない、こういうところもあるわけです。ですから、売上げの減少というところももちろんあります。ですが、それはちゃんと中身を見ないといけないということですから、そういう客観的な議論をしたいというふうに思います。

○12番（野村勝憲）

私は、これから10年先を見た場合は、やっぱり若い人たちが環境よく育つ、あるいは来てもらえる環境は雇用の場、キーワードは雇用だと思います。そうしたら、今までに都竹市長はこの10年間でトップセールスとして、企業誘致で具体的にどんなところをプロモートされたんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

この話も何度もしてきましたし、さっきも森田企画部長の答弁もありましたが、企業誘致というのでは諸条件がいろいろあるんです。むしろ今は、飛騨市みたいな中山間地はどうやってサービス系の企業を新たに起業するかというのがポイントになっているんです。そのために市の事業をアウトソーシングしたり、外に出すというところが一番創出がしやすい。その中で先ほど言ったふるさと納税の外部委託というものを契機に地域商社が立ち上がって、今従業員が30人ですよ。それから、株式会社E d o、先ほども紹介がありましたが、教育支援の企業として全国に非常に名の知れた企業になってきています。そういうところをしっかりとやっていくということが、この中山間地過疎地にある町の事業所、雇用の拡大の仕方だと思います。

それから、働きたい場所が必要なわけですから、今そもそも働く場所だけで言ったら、飛騨市内は人手不足なので、雇用の場はすごくあるんです、どこも人が足らないんですから。雇用の場が必要なのではなくて、若者が働きたいと思う業種、これをいかに創出するかということがポイントだということは今まで何度もここでも議論してきましたし、そのように進めておるということをございます。

○12番（野村勝憲）

株式会社ヒダカラの場合は、楽天グループ株式会社にいらっしゃったのかな。どこかから出向して、市役所に入っていらっしゃった方が独立されたわけでしょう。高山市の国府町かどこかに住まれている方で。だから、あれはふるさと納税で事業化をされたのではないですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

まさしくふるさと納税を外部に委託することで生まれて、そしてほかのところを受託することによって成長するというモデルですね。ですので、先ほど申し上げたように、市の事業を外にアウトソーシングしていく中で、そういう企業が創出できるということが1つの手法ではないかということを今まで何度も何度も申し上げてきましたし、そういう道はさらにならないかということを模索しながらいろいろな取組を進めておるということでございます。

○12番（野村勝憲）

率直に言ってトップなので、東京都へ行ったり、いろいろ出かけられますよね。ついで営業という言葉があるように、やはり雇用の場をもっと、工場というのはなかなか難しいと思いますけども、私でも、化粧品メーカーに行って、研究所を造ってもらえないかとか、あるいは車のメーカーへ行って、昔の関係があったので、営業マンを訓練するようなところをこちらに夏季の間だけでも何とか造ってもらう、いわゆる合宿所です、そういうことをやってきているわけですよ。

都竹市長は、先ほど言ったように、企業誘致で具体的に自らどんなところに今まで動かされたのか、業種で結構です。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

そもそも、そういう飛び込み営業的な手法は四半世紀前の話です。今そんなやり方はしませんし、企業誘致は、県でもそうですけど、飛び込み営業をしていろいろなところへ行って、来てくられませんかなんてやっている人は今どきいませんよ。むしろ、何かいい機会があって、情報があったときに、それをすかさず声をかけていたりする。これは議場でも答弁しましたけども、例えばデータセンターの話なんかもかなり突っ込んで、具体的なところまで会社の人にも何度も来てもらってということもありました。そういったこともございますし、あるいはこんな事業所を立地したいと、例えば店舗なんかで立地したいというときはそれを紹介したりとか、そういったことは現実にございます。ですけど、おっしゃるように東京都への出張ついでに会社を回って、何とかここに来てくれませんかなんて、そんなことは今やらないです。

○12番（野村勝憲）

現実にやっているところはあるんですよ。あなたはやらないかもしれない。堂々巡りになるので、はっきり言って、そういう気持ちはないということですわ。雇用の場をつくるということはないということで理解をして、2点目に入ります。

駅東若宮駐車場の開発事業と新駐車場について。この10年、古川町では30店舗以上が閉店。直近の地価下落率は2.6%で県内ワースト6位、神岡町は3.8%で県内ワースト1位と相変わらずの下落続き。一方、観光地高山市はインバウンド誘客が成果を上げ、新規ホテルや店舗計画が多くあり、経済効果が周辺にも及び、さらなるにぎわい。高山市上三之町の地価は県内トップの28.8%上昇で、全国8位。この高山市は、駅西ににぎわいと活力をということで令和4年に市民アンケートや意見交換を行い、「ふれあい×にぎわい×つながり～市民の夢や願いをかなえ、笑顔と心をはずませる駅西エリア～」をコンセプトに「高山駅西地区複合・多機能施設整備基本計画」を発表。その具体的な事業は複合・多機能施設と新駐車場で、供用開始は5年後。完成したら、民主導の古川駅東開発と官主導の高山駅西開発は注目され、市民や子供たちの人気度が比較されるだけに、高山市のように市民の意見を聞いて進めなければなりません。そこで、地域振興と地域貢献を前提に問います。

1つ目、駅東開発の施設事業について。高山市は市民の笑顔と心をはずませる新たなプラットホームを目指し、官民連携により駅西に文化芸術・交流・子育て支援機能など、新たな施設を加え、これが昨年の5月に市民に発表された22ページの基本計画案で、インターネットにも出ています。こういうふうにちゃんとやっていらっしゃるんですよ。令和12年度供用開始に取り組まれ、事業費は複合・多機能施設に約140億円、それから、新設の駐車場に約12億5,000万円。市民の財産若宮駐車場を提供した駅東開発の事業も、当然予算化されているはずです。全天候型の遊び場、温浴施設を発表していますけど、大学のキャンパス、飲食と物販の商業施設、ホテルなど、施設別に事業者と事業費を示してください。

2つ目、駅東開発の飲食・物販などの商業施設について。4月、岐阜公園に飲食や物販など、

11店舗と観光案内所、トイレが飛騨の匠が建築したのかと思われる平屋の木造で「岐阜城楽市」がオープン。地域住民や関係者は、新たな観光拠点として期待。視察した5月2日、雨の中でしたけど多くの観光客で、ゴールデンウィークの来園者は12万人。ぎふ金華山ロープウェーの利用者が大幅に増え、にぎわいが周辺に波及し相乗効果が出ており、この事業は岐阜市と大手の名鉄など10社の連携によるもので、トイレと観光案内所は岐阜市の予算でした。飛騨市が企業立地補助金で支援する飲食と物販店のテナント事業は、市民も利用する新たな観光拠点にしなければなりません。ぜひ岐阜城楽市を参考に、にぎわいのある商業施設を市民は期待しており、テナント入居予定の飲食や物販店の具体的な事業内容を示してください。

3つ目、全天候型子供の遊び場について。高山市は「子供の遊び場が少ない。」の声を受け、約1億7,000万円で、3つの遊びエリアに大型複合器具など、わくわくいっぱいの原山市民公園として3月にリニューアルオープンしました。皆さんのタブレットに入っていますけど、資料が広報たかやまの5月号で紹介された、全部で7ページぐらいありますけども、非常に注目されています。この古川町から親子で原山市民公園へ出かけ、杉崎公園の子供の遊び場は半減しています。大変影響が出ています。その原山市民公園から車で5分のところに、飛騨の里の近くに、全天候型の子供の遊び場「ひだ木遊館 木っずテラス」という形でちゃんとできているわけです。昨年11月にオープンしました。入館料は、中学生以下は無料で、これは実際にヒアリングしましたが、約3割近くは古川町など市外の利用者で、視察したとき、古川町からの2組の親子に会い、やっぱり原山市民公園にも度々出かけ、楽しい、子供たちが喜んでくれますというような声が出ており、まさに相乗効果が出ていました。資料1の3ページには、こども未来部長は「今後もこどもたちや若者、市民の皆さんのお意見を聴きながら、」、ここが重要です。「屋内施設の充実も進めていますのでご期待ください。」と述べられ、それが駅西多機能施設の1つでありますけども、全天候型の子供の遊び場がここに造られるようです。これがオープンすると、ますます高山市へ遊びに行くケースが多くなるのではないかなと思います。その施設の規模と内容、利用料金などを踏まえて、古川駅東の全天候型の遊び場を比較されたときに心配です。市の見解は。

私は、各務原市で井上グループがやっています飛騨五木株式会社経営の全天候型の子供の遊び場「KAKAMIGAHARA PARK BRIDGE」を2回視察してきました。名鉄で名鉄岐阜駅まで15分の市役所前の駅に近く、学びの森と市民公園をつなぐ居場所として5年前にオープン。入館料は、3歳以上平日600円、休日は1,000円です。高山駅西に同じ子供の遊び場ができることが前提の事業計画になると思いますが、高山市のように市民アンケート調査などを実施して、既に中学生まで無料のひだ木遊館があり、料金はもちろん、障害の有無に関係なく一緒に遊べる遊具などをそろえ、多くの遊びエリアで高山市や下呂市からも訪れる施設にしなければ、持続可能な事業にはなりません。その点はいかがですか。

4つ目、新温浴施設と既存温浴7施設について。駅東に進出の各務原市、恵みの湯の星山代表と都竹市長は度々会談など、市はこの新しい温浴施設設計画に早くから関与していたと感じ、早速、各務原市に出かけ、子供の遊び場と温浴施設の市場調査をしてきました。恵みの湯は国道21号に近く、大型店も含め周辺には店舗が多く、買い物ついでの入浴客がおられ、土曜日、日曜日は市外の人が約半分のようでした。入浴料金は平日で850円、土曜日、日曜日は900円で、平日は市内の人が多い。私も先週行きましたので、やはり岐阜ナンバーが圧倒的に多かったです。名古屋ナ

ンバーと小牧ナンバーが2台ぐらいあったかな、そんなような状況で、各務原町に実際に車で1時間で来られる人は150万人と書いていますけど、私、土岐市からでも1時間以内で行けましたので、実際は200万人以上です。

それに比べ、いわゆる下呂市までの飛騨圏域は各務原市の人口より少ない14万人で、マーケットは各務原市の10分の1以下です。この飛騨地域では、温泉施設が5年前に金山町のゆったり館、2年前に小坂町のひめしやがの湯、そしてこの3月、一之宮町の臥龍の郷が利用客減少により休業。臥龍の郷を利用されていた高山市のお客さんは、ほとんど国府町のしぶきの湯を利用され、遠い距離のぬく森の湯すばーふるなど、飛騨市にはプラスの影響はほとんどありません。地域で経営を維持するには一定の商圈人口が必要です。飛騨地区の人口は極端に低密度で、いずれ事業の撤退や廃業を余儀なくされると思います。多くの市民が懸念されるのは、市内の民間2施設と市営5施設は必ず影響を受け、統廃合に追い込まれるということです。市が土地を提供した以上、市の責任は大で、どのように対処しますか。

また、3月議会では市外の利用客がターゲットとの答弁でした。当然、指定管理の国府町のしぶきの湯、萩原町のしみずの湯、丹生川町の恵比須之湯にもマイナスの影響を与え、その点はいかがですか。

飛騨地域では入浴料を100円値上げするだけで利用客が減少し、最近、もう100円値上げされたところもあります。入浴料金は幾らで、最大の売りは酵素、それともハーブ湯ですか。そして、この事業の地域貢献には、この飛騨地域ではなくて新たな集客戦略が必要です。そこは当然、都竹市長はいろいろ打ち合わせていらっしゃるわけですから、知っていらっしゃると思います。具体的に示してください。

最後に、新駐車場の安全対策について。6月1日、大阪桐蔭高校の特別講演に出かけ、新駐車場を利用し、人の行動をチェックしました。飛騨市文化交流センターへは必ず農免道路を渡らなければならず、一番安全な信号機の横断歩道を渡る人はほとんどなく、会場に一番近い駐車場中央の道と薬局の前の道から農免道路を渡っている人が圧倒的です。早速参加者から危ない、危ないの声。新設の横断歩道は中央にあり、車の出入口でもあるため人が殺到します。さらに、車も次から次と短時間で出入りしておりました。この光景を見て、これでは事故が起きる可能性は大きいなど。やはり安心・安全な駐車場と農免道路に対策が急がれます、市の見解はいかがですか。以上です。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

[商工観光部長 畠上あづさ 登壇]

□商工観光部長（畠上あづさ）

答弁になります前に、今回の若宮駐車場と新駐車場の交換につきまして、3月議会にて議決をいただいた後、3月18日に土地建物交換契約を締結、3月31日に所有権移転登記が完了し、4月2日には市から株式会社東洋に対して交換差額の支払い、同日に株式会社東洋より市に対して同額の寄附をいただき、5月30日の午後5時をもって、双方立会いの上、引渡しを行いましたので、この場をお借りいたしましてご報告をさせていただきます。

それでは、私からは1点目から4点目までのご質問について、まとめてお答えいたします。今

回の駅東開発事業につきましては、もともと令和3年5月に株式会社東洋が市に対して、事業所移転に付随して、株式会社東洋所有地を中心とした商業施設の開発に伴う若宮駐車場の共同利用の要望をいただいたことから端を発しておりますけれども、市といたしましては、以前よりご説明申し上げているとおり、土地交換については、機能的価値及び財産的価値が一致、もしくはそれ以上の条件であれば交換に応じるというスタンスを取ってきておりまして、実際に機能的価値及び財産的価値がともに同等以上の条件であったため、今回3月議会を経て交換をさせていただいたところでございます。

しかし、駅東開発事業は、土地交換後の旧若宮駐車場跡地を利用する計画であるため、市といたしましては、本年3月議会におきまして議員の皆様からのご意見等を反映し、交換契約の内容に「地域振興、地域貢献及び市民の福利増進に資する事業を行うこと」を交換の目的として盛り込み、契約締結を行ったところです。

交換後に行われる事業についての確認は、あくまでもこの目的に沿つたものであるかどうかを軸とするものであり、それ以上の詳細な事業の契約や実施について、市が関与したり、意見することはございません。当然ながら、お尋ねいただいているどの項目につきましても、あくまでも純粋な民間企業が行っている事業でございますので、詳細までは承知しておりませんし、お答えする立場にもございません。開業後の影響につきましても、市が想像や仮定の話で申し上げるべきではないと考えております。また、市の補助金申請につきましても、現時点では何ら具体的な相談を受けておりませんし、今後、企業立地補助金等、何かしらの支援を行うことになった場合においても、条例の規定に基づいて肃々と対応すべきものであり、ほかの企業に対するのと同様、その詳細な内容を公表することはございません。

今後も、市といたしましては、土地建物交換契約に定めた目的に沿って事業が進められているかどうかを、市と開発社側とで定期的に開催しております飛騨古川駅東開発定例会の中で確認をしながら対応してまいりたいと考えております。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 横山裕和 登壇〕

□基盤整備部長（横山裕和）

それでは、5点目の新駐車場の安全対策についてお答えいたします。新駐車場を通り、市道上気多・杉崎線、通称、農免道路へ接道する市道は3路線あります。駐車場の整備に当たり、飛騨市文化交流センター側へ渡る横断歩道の設置について、岐阜県公安委員会との協議を行ったところ、現在、前後に横断歩道が設置されている県道鼠餅古川線と交差する上気多交差点と、市道中気多線と交差する交差点との距離が近いという理由から、3路線全ての交差点への横断歩道の設置は認められず、中央に位置するハートピア古川へ連絡する市道若宮7号線との交差点1か所に横断歩道を新設することとなり、現在供用しております。

横断歩道の前後には、横断歩道の接近をドライバーに知らせるためのダイヤマークを路面に設置するとともに、青色の道路標識を設置しました。さらに、夜間の安全性を向上させるための道路照明灯を新駐車場側とハートピア側に2基設置いたしました。新駐車場への出入口となつてい

る市道3路線の安全対策については、現道の幅員が狭く、駐車場への出入りの際に車が滞留し、道路の渋滞や横断歩道を利用する歩行者に危険が及ぶ恐れがあることから、市道上気多・杉崎線との接道部分から東側へ30メートルの区間を2車線道路となるよう拡幅しましたが、現在は交差点部分の改良ができていないため、出入口が狭くなっています。交差点部分の改良工事は発注済みでございますが、工場製品の製作中であり、製品が整い次第、改良工事に着手いたします。この工事が完成すると、歩行者と車を分離する待ち場も整備され、車の滞留が減り、より安全に利用いただけるものと考えておりますので、早期完成に努めてまいります。

また、薬局前の道路から市道上気多・杉崎線を渡ってしまう方への対策としましては、中央に設置した横断歩道で渡っていただくように、駐車場内に案内看板を設置して誘導しています。横断歩道のない場所での横断は非常に危険ですので、現在進めている道路改良工事の安全対策と併せて、駐車場利用者の通行状況なども踏まえ、警察や駐車場を管理する部署とも連携して安全対策について検討してまいります。

なお、市道上気多・杉崎線の歩道設置については、現在、株式会社東洋の工場が解体中ですが、解体が完了次第、用地を取得し、上気多杉崎線の歩道整備工事を発注するよう進めております。

〔基盤整備部長 横山裕和 着席〕

○12番（野村勝憲）

駐車場の安全対策の件ですけども、たしか前に説明を聞いたときには、中央のところに陸橋を架けるというような話があったと思うんですよね。ほかの議員もそういう話で聞いているということだったんですけども、そういう検討はされていないのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

私どものほうで、陸橋をかけるというような計画はもともとございません。山崎排水路に現在仮設の橋を架けておりますけども、そのことと混同されておられるのかと思いますけども、今の仮設の橋の位置まで現在交差点部の橋の部分が広がってまいりますので、その部分が待ち場になりますて、道路と横断歩道のところの分離がされますので、より安全に渡っていただけるように整備する計画でございます。

○12番（野村勝憲）

先ほどお尋ねした、安全対策、照明も含めてやられるということで、これは当然のことなんんですけども、これからやられる工事には工事費が当然伴ってきます。これは市の負担でやるんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

道路の安全対策としての工事でございますので、市の予算で議会でもお認めいただいておりまし、現在発注済みでございますので、工事を速やかに完成するように進めてまいります。

○12番（野村勝憲）

要するに、これは民間事業のために、一番安心・安全で一等地の若宮駐車場が犠牲になってしまふわけですよ。それで、都竹市長は「舗装費が6,000万円、誰が払ってくれますか。」なんて言つ

ていますけども、御存じのよう高山市は12億5,000万円をかけて、新しい駐車場を作るわけですよ。私もいろいろ調べました。東濃も行って、やっぱり文化ホールだとかそういう建物の中では、恐らく県内で一番市民が危険のリスクを負う駐車場になると思うんですね。だから、そういうことは、ある意味では民間優先にしたわけですから、市民のことを考えて、そのためには、やっぱり株式会社東洋でそのくらいは負担してもらってもいいと思いますが、その辺の交渉はできないでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

以前も答弁したことがあるかと思いますけども、駐車場部分につきましては、事業者側で整備をしていただいて交換したわけでございますけども、その周辺の道路の安全対策につきましては、道路管理者である飛騨市が行うべきものと考えておりますので、これにつきましては市の予算だけでなく、国の補助金、交付金も活用しながら行っておりますので、なるべく市の負担がないような事業を採択をいただきながら進めておるところでございます。

○12番（野村勝憲）

それでは、畠上商工観光部長にお聞きします。これなんですけども、最近市民の方が持つていらっしゃって、要するに等価交換のことです。「市民の意見を聞くこともなく等価交換だといって、建物を含め、理屈をつけ、利便性の高い土地から低い土地へと換えてしまい、議会は何をしていたのだ。」と怒りの声が届きました。これは持って来られた方の文章です。今週の月曜日です。事前通告は終わった後です。

私は、若宮駐車場については市民アンケートを取るべきだと、2年前の6月議会で言いました。そのとき畠上商工観光部長は、取る必要はありませんということを答弁されています。それで、なぜ取らなかったのかということと、もう1つ重要なのは、こういうことは市民の納得が第一なんですよ。だから、今でもこういう問題が、苦情が出てくるわけです。議会は何をやっているんだと、チェックしていたのかと。だから、私は反対していたわけです。そういうことで、市民サイドに立ったことをやらなければいけないんですよ。リスクを背負うのは市民なので。そういうことなので、やっぱり市民の納得が第一なのに、これまでなぜ市民との意見交換会とか、そういうアングルを含めてやらなかつたんですか。それを単純に答えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畠上あづさ）

これまでご答弁申し上げておりますとおり、市としてメリットがある土地の交換だと考えましたので、令和7年第2回定例会で交換の議案を提案させていただき、様々ご説明を申し上げた上で、お認めいただいたところだと思っております。

○12番（野村勝憲）

私が聞いているのは、市民との意見交換会をなぜやらなかつたんですか、アンケートはなぜ取らなかつたんですかと聞いているんです。私とのやり取りではないんですよ。市民が知らないわけです、今になって気がついてきたわけですよ。高山市はちゃんと全部意見を聞いて、それが当

たり前のことなんです。ましてや、大きな財産を交換するわけでしょう。それについてなぜしなかつたんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畠上あづさ）

これまでご説明申し上げましたとおり、駐車の台数ですとか、トイレ、消防器具庫につきましても、これまでのものと何ら遜色のない機能を持ったものを整備した上で交換になるというところで、特段、市民の皆さんにご意見を伺うまでのことではないと考え、アンケートなどは取っておりません。

○12番（野村勝憲）

それではもう少し具体的に言いますけども、例えば、駅東駐車場の特に上手のほうです、家がすぐそばでしょう。あの地域の人たちを集めて、市としてこういう駐車場にしましたというようなこと、あるいはしますというような説明会を地元にやっていらっしゃらないでしょう。地域住民にもやっていない。土曜日、日曜日含めて、都竹市長はほとんど職員の駐車場と言っていますけども、私、大阪桐蔭高校のときに行って、あれだけの人たちが一緒にになってわーっと横断歩道を渡らないで、飛騨市文化交流センターのところに行っているんですよ。私は現実に見ていましたので、あなた方はそういうチェックをしていますか。していないでしょう。だから、なぜ市民に説明していないの。市民の財産を一等地から二等地にいくわけでしょう。それはどうなんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畠上あづさ）

市といたしまして、近隣住民の方へのご説明はしておりませんが、あくまでも開発者側が整備をした上で交換でしたので、開発者側のほうでは近隣のお家のほうへはそれぞれご訪問になられて、事業の説明などをされていると伺っております。

○12番（野村勝憲）

等価交換と言っていましたけども、私は岐阜市に出かけて、岐阜市役所も行ってきました。全部裏を取ってきました。あそこのトイレ、ここ的新しい駐車場のトイレの倍くらいの面積ですが、単価は全然違います。評価額とはいえ、こっちのほうがはるかに高い。3,740万円ぐらいでしたかね。あちらは数奇屋風の木造で、文章でも書いていますように、まさに飛騨の匠が造ったと、ビジュアルも非常によくて、それから11店舗とバランスよく取れたベンチもあって、当然多目的のトイレも入っています。参考までに言っておきますけども、1平方メートル当たり17万円、坪単価にしますと56万円、岐阜城楽市のトイレ、岐阜公園のトイレのほうが安いんです。単価でいったら、こちらのほうが安いのが普通なのではないかなと思います。大体都市部のほうが高いです。その辺についてもう少し勉強して、参考までに行ってたらどうですか、畠上商工観光部長。

◎議長（澤史朗）

正午を回っておりますが、このまま野村議員の一般質問を続けます。

答弁を求めます。

□商工観光部長（畠上あづさ）

岐阜市方面へ出かける機会がありましたら、一度見てきたいと思っております。

○12番（野村勝憲）

まだ補助金のことはこれからだということですけども、私は、地域貢献という言葉を使ったのは、高山市で競合する、あるいはこのマーケットが小さい中で、本当にやっていける事業なのだろうかというところがあるわけです。もし計画どおりに行かなかつた場合、もしお願いされても、一切市の補助金は出さないでお願いしたいんですが、市長、それは確約できませんか。

△市長（都竹淳也）

補助というのは、補助の仕組みがあって、該当すれば補助をするということですから、今のその経営がどうなったから補助を出すとか、そういう話はそもそも補助制度としてありませんし、もしそうなら、議会で予算を否決していただくということですから、皆さん方が決めるということだというふうに思います。

○12番（野村勝憲）

市長にお聞きしますけども、美咲町の青野町長のことを話しました、「賢く収縮するまちづくり」ですね。実際2期目で、消滅可能性都市から脱されたんですよ。任期中に飛騨市はどうですか。

△市長（都竹淳也）

消滅可能性都市を脱したところって幾つかあるんです。私もちろん知っていますが、そもそも諸条件が全然違います。数字だけ見てどうですかという、その仕組みをもうちょっと勉強していただいて、それでどういう成り立ちになっているかということを考えていただければ分かると、そういうちょっと笑いながらお話を、お答えをさせていただくということですが、いずれにしても、短期間のうちに消滅可能性都市という区分を脱することはないです。これは、およそ多くの自治体がないです。（不規則発言あり）

そういう珍しいところを探してきて、全然条件が違うところを探してきて言うこと自体がそもそも議論としてどうかなというふうに思いますので、外の事例を取られるときは（不規則発言あり）もうちょっと丁寧にその諸条件を見て、それで判断されるというのがここでご質問されるときの議員の姿勢ではないかなというふうに申し上げさせていただきます。

○12番（野村勝憲）

これで終わりますけども、できないということです。

[12番 野村勝憲 着席]

◎議長（澤史朗）

以上で、12番、野村議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時10分といたします。

（ 休憩 午後12時07分 再開 午後1時10分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

10番、住田議員。

[10番 住田清美 登壇]

○10番（住田清美）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問の午後の部に入らせていただきたいと思います。私は今回、大きく3つのことについてお尋ねしたいと思いますが、まず1点目、防犯対策についてお尋ねしたいと思います。

連日のように全国各地で各種事件が起きています。無差別殺傷事件、緊縛強盗、交通事故、SNS詐欺など、凶悪と言われるものも含まれています。飛騨市は田舎だから大丈夫と思われるがちですが、今や地域を選ばず事件は起こっています。飛騨警察署管内の刑法犯発生状況を見てみると、昨年、令和6年は、窃盗犯31件、詐欺などの知能犯17件、粗暴犯4件、その他13件、計65件となっており、令和5年度と比べ11件増加しています。特に、知能犯は前年増13件となっています。凶悪犯罪は発生していませんが、もしもの場合、早期解決の手助けとなるのが防犯カメラではないでしょうか。

平成30年より、市と飛騨警察署との間で防犯カメラの設置及び運用の協力に関する協定を結び、公共の場における防犯カメラの設置を促進しています。令和5年度までに18か所を設置運用し、今後も増やしていく予定だということです。今、飛騨市で凶悪犯罪が発生しても、防犯カメラで追うことは難しいとの見解です。防犯対策として防犯灯や防犯カメラの補助金はありますが、さらなる利用拡大を図り、市民が安心して暮らせるまちづくりをしてはいかがでしょうか。そこで、次の4点をお伺いいたします。

まず1つ目に、市有施設の防犯カメラ設置状況について。飛騨警察署との連携協定で防犯カメラが設置されていますが、駐車場や公園などが多く、市が所有する施設には果たして設置されているのか心配されます。学校は、不審者対策として職員室で常時監視できるような体制になっていますが、その他の市有施設、例えば保育園とか公民館、観光施設やスポーツ施設、指定管理施設など、防犯カメラ設置状況はどのようにになっているのでしょうか。設置の必要性をどのようにお考えか併せてお伺いします。

2点目に、学校の防犯対策についてです。小中学校には防犯カメラが設置されていると思いますが、ほかの地域でしたけれども、5月に、保護者とともに一般の方が学校に乱入し、教師を殴ったという事例がありました。飛騨市は地域に根差した学校運営を図られていますが、防犯対策についてはどのように対応され、また、訓練等は行われているのか、お伺いしたいと思います。

3点目は、防犯カメラの設置補助金についてです。犯罪の抑止には防犯カメラの設置が有効であることは理解できることですが、決して安価なものではありません。当市では防犯カメラ設置補助金があり、団体が設置する場合に補助率3分の1、上限20万円が補助されます。今や一般家庭でも身を守るために設置されますし、犯罪が起きた場合に、映像の提供も起り得る場合があります。一般の方が防犯カメラを設置される場合にも、何らかの補助は考えられないでしょうか。

市のお考えをお伺いします。

4点目には、防犯灯維持補助金についてです。防犯対策として、防犯カメラと同時に、防犯灯の設置も大きな役割があると感じています。行政区が設置する防犯灯は設置費用の補助とともに、維持補助金として防犯灯1灯当たり300円、電気料金が補助されます。ただし、商店街などが設置する街路灯ですが、こちらは飛騨市商店街みだしなみ向上改修補助制度により、設置する場合には補助がありますが、電気料金の補助はありません。名称は街路灯でも、地域を明るく照らす防犯灯の役目もあるのではないかでしょうか。電気料金の補助は考えられないでしょうか。

以上、飛騨市の防犯対策についてお尋ねしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育長 下出尚弘 登壇〕

□教育長（下出尚弘）

まず私から、2点目にご質問がありました、学校の防犯対策についてご説明いたします。飛騨市では、全ての小中学校に防犯カメラを設置し、不審者等の対策を行っております。しかしながら、校舎の構造上、不審者の侵入を完全に防ぐことはできません。そのため、全ての学校で不審者侵入を想定した危機管理マニュアルを作成し、研修や対応訓練を実施しております。

まず、不審者侵入を防止するために3段階でのチェックを行っております。第1段階では、校門付近や駐車場に見慣れない車両や人物がいる場合に、注意喚起の声掛けを行います。第2段階では、校門から玄関に近づいてくる不審な人物があった場合に、声かけ等、退去要請を行います。第3段階では、玄関の防犯カメラのチェックやインターホン対応、名札の着用要請などを行っております。また、不審者侵入の緊急対応については、学校職員が対応の流れ、手順を示した対応フローを基に、毎年訓練を実施しております。対応フローには、場面ごとに児童生徒の避難誘導や応急手当、関係機関への連絡、不審者への対応などのポイントが明記されており、迅速な行動ができるようにしております。さらに、学校によっては警察と連携した訓練を実施したり、児童生徒とともに暗号放送による教室の施錠やバリケードづくり、避難等、内容を工夫したりして訓練を実施しています。

こうした事案は、いつでも、どの学校でも起こり得るとの認識を持って、日頃から警察や消防などの関係機関と連携を密にし、児童生徒が安心した学校生活を送ることができるよう、引き続き取り組んでまいります。

〔教育長 下出尚弘 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔危機管理監 高見友康 登壇〕

□危機管理監（高見友康）

私からは、1点目のカメラの設置状況と3点目の補助金についてお答えをいたします。

まず、1点目の市有施設の防犯カメラの設置状況についてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、駐車場や公園などには飛騨警察署との協定により、犯罪の防止、犯罪の捜査、行方不明者捜索、交通事故原因究明などへの協力を目的として防犯カメラを設置しております。協定に基づ

く防犯カメラの設置は、飛騨警察署の要望に基づき、市、周辺住民、施設管理者等と協議をした上で市の予算内で設置をしております。このほか、市本庁舎、小中学校、保育園、公民館、体育館等スポーツ施設、図書館等教育文化施設、市民病院等保健医療施設にも設置しています。これら施設における防犯カメラ設置の目的や考え方は、各施設の特性、立地場所や周辺の犯罪発生状況、利用者の安全への配慮、プライバシーの保護などを施設管理者、所管部局等で総合的に検討して設置しています。防犯カメラの設置状況は以上のとおりであり、各種効果を期待できる重要な設備であると認識しているため、今後も施設の特性等に応じて、所管部局ごとに予算の可能性を検討しつつ設置してまいります。

続きまして、3点目の防犯カメラ設置補助金についてお答えします。飛騨市防犯カメラ等設置補助金交付要綱及び飛騨市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインを定め、区・自治会、企業、商店街等を対象として補助をしています。防犯カメラの設置・運用においては、防犯、犯罪捜査という観点のみならず、肖像権、個人情報、プライバシー保護等に関する各種法令の規制を受けるとともに、税金を使用するため、公共性、公平性、透明性についても総合的に検討する必要があります。このため、市の設置要綱においては、防犯カメラ管理規定の作成、画像の撮影範囲の3分の1以上が道路等の公共空間であること、周辺住民の同意書の提出、24時間の連続撮影、要請による捜査機関等へのデータ提供等の要件を定めております。

個人住宅等への配置についての問合せも年に数件ありますが、個人の場合は家族の生活や財産等を守るという目的での設置であり、公共性、公平性、透明性の担保という点で十分ではないという考え方から、補助の対象とはしておりません。しかしながら、市民生活の安全・安心のため、例えば、公共空間の撮影が含まれる場合には補助対象にすることができないか検討していきたいと考えております。

〔危機管理監 高見友康 着席〕

○議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長 畠上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畠上あづさ）

私からは、4点目の防犯灯維持補助金についてお答えいたします。議員ご指摘の商店街等が有する街路灯につきましては、現在、市内でも該当箇所が数か所あると認識しております。これらは事実上、防犯灯の役割を果たしている面もありますが、商店自体が減少している中で、その維持自体も課題になっているのではないかと推察しております。したがって、この時点ですぐに支援策を講じるというよりは、まずは商店街ごとにその街路灯の役割や維持に関して、どのような状況で、どんな問題意識を持っていらっしゃるかを調査した上で、市としてどのような支援をすべきか検討したいと考えております。

〔商工観光部長 畠上あづさ 着席〕

○10番（住田清美）

ご答弁をいただきましたので、ご答弁をいただいた順に再質問をさせていただきたいと思います。

まず、学校の防犯対策につきましては、教育長よりお答えをいただきました。子供たちの安心・

安全のためにしっかりと防犯カメラも設置しておりますし、教職員の方による訓練等も行われているということなんですかけど、その中で、まず3段階に分けて対応されているということなんですが、学校の敷地内に入ってくる、あるいは玄関に入ってくる、学校に明らかに用事がある方と、不審者という言葉を使われましたけど、その不審者と見分けるのって、どのような感じで見分けているらっしゃるんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

見分けるということは大変難しい部分はありますけども、先ほど第1段階でもお話ししましたけども、学校の敷地内に職員ではない方が入って来られる場合には、まず声をかけます。おはようございますとか、こんにちはとか、どのようなご用件ですかというようなことで声をかけて、そこです、ファーストコンタクトで何か不審者にかかる人なのか、あるいは本当に用事で来た人なのかということも見極めることができます。

その上で、そこで少し不審な状況があれば、そこでご用件をお伺いしながら、先日あった東京都立川市のように飲酒で酔っぱらっているような人であれば、先ほどもお話ししたように、ここは学校ですのでということで退去の要請をして、それでも聞かなかつたら他の職員を呼んだり、あるいは子供が安全なところに一度誘導して、そこでお話を聞くということで、いずれにしても、一度まず声掛けをして、そこで見極めていくということと、大事にしていきたいのは常に穏やかに、相手が興奮しないようにという状況に努めて対応することも、職員研修の中でもやっております。

○10番（住田清美）

なかなか学校の先生方も授業がある中、また、職員室に残っていらっしゃる方も大変だと思いますが、しっかりと対応をお願いしたいと思います。学校で何かが起きたときは、先生方のマニュアルもありますし子供たちも訓練をしているんですが、例えば、登下校時に不審者がいたとか、何か事件に巻き込まれそうになったときの子供たちの対応方法について、子供たちへ周知とかはされているのかお伺いしたいと思います。子供たちは、多分防犯ベルとか笛とかいろいろな物は身につけているかと思うんですが、そういったものをどういったときに使うのかというような指導とかは、学校のほうではしっかりとされているのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（下出尚弘）

まず登下校についてですけども、不審な人に声をかけられたりという場合には、近隣の住宅に入つて助けを求めるか、あるいはそこでの安全を確保したりというようなことがございます。また、御存じのように子供たちはランドセルに防犯ベル等をつけているわけですから、それを鳴らすということの訓練も学校のほうで行っておりますので、いろいろな不審者による被害のニュースがあった折にタイムリーに、そういったことを各学級、学校で指導するということも繰り返しやっているところでございます。

○10番（住田清美）

本当に今、田舎だから事件が起きないということではないと思いますし、特に子供たちを狙った犯罪というものが年々多くなっておりますので、子供たちの対応をまたよろしくお願いしたいと思います。

次に、防犯カメラの件のほうに移りたいと思います。飛騨警察署と連携を結んで、防犯カメラの設置は市のほうの予算の中でやられているということなんですが、旧若宮駐車場には防犯カメラが設置してありましたけれども、今新しくなりました駅東の駐車場のほうには防犯カメラの設置はどのような状況になっているんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

駐車場が移った時点で、旧若宮駐車場についておりました防犯カメラを全て新しい駐車場に移設しております。その際、警察署の立会いを受けて、画像がこれで適正かどうかというのも全て点検をした上で、今、実稼働の状況に入っております。

○10番（住田清美）

新しい駐車場でも、また防犯カメラが機能するということで理解をさせていただきました。

それで、今防犯カメラの設置の補助金につきましては、おっしゃいましたように防犯カメラ等設置補助金がございまして、交付要綱もあります。ここを該当させようと思うとなかなかハードルが高くて、おっしゃったように撮影範囲が道路などの公共空間を3分の1照らすとか、防犯カメラの撮影範囲の住民の許可を得ているとか、継続して6年以上使わなければいけないようなこともあります。せっかく補助金があるんですけど、なかなか厳しく、使いづらいような補助金に見受けられます。今までにこの補助金を受けられた団体等って、もし分かるようでございましたら件数を教えていただければありがたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

補助金を受けて設置された実績ですが、令和7年の6月1日までの実績で、企業が1件、町内会等が3件、そして今設置の協議中なのが1件という実績であります。

○10番（住田清美）

なかなかこれをクリアしようと思うと、実績でも今4件、そして検討中が1件ということでありますので、おっしゃったようにプライバシーの問題とか個人情報の問題とか、そしてまた補助金ということで税金を使うので公共性も必要ですし、透明なことは必要ですけれど、せっかくの補助金なので使いやすくしていただければと思っています。

先ほど危機管理監の答弁の中で、公共施設の空間を映すような場合に、個人の場合でもちょっと補助金を該当させようかな的な答弁をいただいたと思っているんですけど、これは同じく3分の1補助の上限20万円という補助金の中で考えられるのか、またさらに一般家庭用には違うような形の補助金を考えいらっしゃるのか、もしその辺が分かっていれば教えていただければと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

まず、企業とご家庭とでつけるカメラの種類によって金額が大きく違います。安いものだと30万円ぐらいから、高いものだと1台100万円近くになります。どのようなものが家庭にとって適切なのか、それらを検討した上で補助率等も考える必要があると認識しています。また、公共性の観点から、プライバシーと犯罪防止等の観点から、どれぐらいの範囲を移せばいいのか、こういうのも、今後ほかの自治体等の事例を参考にしながら検討していこうと考えております。

○10番（住田清美）

自分の身を守るだけではなくて、地域の安全を守るために防犯カメラというのは今大変有効な手だてだと思っていますし、都会なんかではいっぱい防犯カメラがあるものですから、いざ犯罪が起きた場合でも、防犯カメラを追っていけば犯人にたどり着くというようなこともありますし、個人の財産を守るという意味もありますけれども、ぜひ前向きに、個人の防犯カメラ設置につきましても最大限の配慮をお願いしたいと思っています。

そして最後に、商店街の防犯灯、今のところは街路灯なんですが、やっぱり商店街の皆さんも、なかなか今商店街を組織する人たちの数が少なくなっています、街路灯を維持するだけでも大変お金もかかるということで大変だという話も伺いましたので、今調査をすると言われましたけれども、商店街についているというのは、人が集まるところなのでそこを明るく照らすという意味では防犯の意味もあると思いますので、今から調査をしていただいて、もしちょっとでも補助をお願いしたいというような声があれば、それは前向きに検討されるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畠上あづさ）

先ほど申し上げたことの若干繰り返しにはなりますが、まずはどんな課題を抱えていらっしゃるかというところをきちんと把握させていただきたいと思います。単純に電気料を補助していくべきよいという問題でもなかろうと思っておりますので、その辺はしっかりとお話を聞かせていただきたいと思っております。

○10番（住田清美）

商店街も含め、個人住宅も含め、市有施設も含め、市民が安心して暮らせる防犯対策について、またご配慮いただければと思っております。

それでは2番目の質問に移らせていただきます。次は、養護老人ホーム和光園の運営についてお尋ねしたいと思います。古川町下気多地内に養護老人ホーム和光園が新築されましたのは、令和元年12月で、全室個室で4階建て、事業費約10億円で整備されました。養護老人ホームとは、原則65歳以上の高齢者で環境上の理由、または経済的な理由により、自宅での日常生活が困難な方に入所いただき養護するとともに、その方が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練、その他の援助を行うことを目的に設置されています。設置者は飛騨市ですが、運営は社会福祉法人吉城福祉会が指定管理者として行っています。和光園の定員は50名ですが、最近、入所者の数が減っており、運営に支障を来さないか心配されるところです。お

困りの方がいらっしゃらないのであればよいのですけれども、潜在的に将来の不安を抱えていらっしゃるのなら、養護老人ホームという選択肢もあることを市はどのように捉え、市民の福祉施策につなげていくのか、次の3点をお尋ねしたいと思います。

1点目は、入所者の現状と今後の見通しについてです。入所者は、令和6年4月には満床に近い49人でしたが、今年の4月は39人と大幅に減少しています。減少の要因は何なのでしょうか。片や、市内の現状に目を向けてみると、団塊の世代が後期高齢者となり、また、独居やお年寄りだけの世帯が増えつつある中、物価高などで生活困窮の方もいらっしゃると思います。もちろん地域には区長や民生委員、地域見守り相談員の方、ケアマネージャーなど多くの方が携わってくださっていますが、和光園入所にはつながらないのでしょうか。入所者の現状と今後の見通しについてお尋ねいたします。

2点目は、契約入所の方向性はいかがですか。和光園に入所するためには、経済的理由として市民税非課税条件があります。でも、課税をされている方でも入居可能な契約入所という取扱いがあります。これは定員の20%の範囲で受入れが可能だということです。今後も入所者が見込まれないのなら、契約入所を検討し、運営者の収入の安定、さらには施設の有効活用につなげてはいかがかと思います。個人負担を幾らにするかなど、課題はたくさんあると思いますけれど、契約入所についてのお考えをお伺いいたします。

3点目は、運営費の捉え方についてです。和光園は指定管理者制度を導入しています。運営者である社会福祉法人吉城福祉会には、指定管理料ではなくて、入所者の人数に応じた措置費として支払われています。入所者の人数が定員いっぱいならいいのですけれど、少なければそれだけ赤字になるのではないでしょうか。片や、職員配置はいつでも定員で受け入れられるよう配慮してあります。その分も運営者にとっては負担となっているのではないかでしょうか。措置費とは別に事務費的な考え方で運営費対応をされることは考えていらっしゃないのでしょうか。和光園の運営についてお尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 野村賢一 登壇〕

□市民福祉部部長（野村賢一）

養護老人ホーム和光園の運営についてのお尋ねです。

1つ目の、入所者の現状と今後の見通しについてお答えします。まず、養護老人ホーム和光園の入所者の現状についてお答えします。先ほど議員がおっしゃったように、入所者は令和7年4月1日には39人となりました。この理由については、幾つかあります。まず、80歳以上が62%と入所者が高齢化していることにより、長期入所される方が減少していることに加え、病院に入院される方やお亡くなりになる方が増加したことがあります。また、和光園は介護施設ではないため、要介護度3以上の入所者が増え、対応に難航しておりました。そこで、指定管理者である社会福祉法人吉城福祉会からの相談を受け、市から各特別養護老人ホームへ、和光園入所者も在宅の入所順番待ちの方と同様に対応する旨、依頼した結果、要介護度3以上の入所者は従来よりもスムーズに特別養護老人ホームへ入所できるようになりました。

では、新たに入所される方を増やすにはどうすればいいかということになりますが、ご承知の

とおり養護老人ホームはどなたでも入所できる施設ではありません。入所可能な方は、老人福祉法により、65歳以上で環境上の理由及び経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な方と定められており、措置決定が必要です。近年、入所の相談があつても、税金課税者であつたりして措置の基準に該当せず、措置決定ができないケースがあります。また、地域の民生委員児童委員の方々やケアマネージャー、そして、隣の高山市、あるいは下呂市の担当にも措置者がいなか声をかけているものの、入所に結びついてない現状があります。あと数年すれば団塊の世代の方も80代を迎えることとなりますが、まとまった人数の方が措置されるとは考えにくく、こうした傾向は今後も続くことが予想されます。

次に、2つ目の契約入所の方向性についてお答えします。和光園の収支を改善し、持続可能な養護老人ホームとするため、社会福祉法人吉城福祉会とともに、居住に課題を抱える税金課税者でも入所可能な契約入所の取組を模索しております。法的にも契約入所は定員の20%の範囲、和光園の場合は定員が50名ですから10名まで受入れが可能ですが、これは養護老人ホームからの申し出により協議を行い、現措置入所者に影響を及ぼさないよう進める必要があります。このため、社会福祉法人吉城福祉会とは、他自治体の取組を参考に利用料金の設定等について現在協議を行っているところでございます。

なお、今後、全国的に高齢者数の減少や施設従事職員の減少に伴い、施設に空きが生じ、特別養護老人ホーム、老人保健施設、養護老人ホームなどの施設の維持が難しくなることが見込まれ、大きな課題となっております。これに関連し、施設の転換や事業見直しを含め、国への政策提言などを行う「地域ケアサービス再生存継自治体協議会」が今月16日に発足し、都竹市長が筆頭代表に就任しております。この協議会の準備の中でも、市長から和光園の実情について内閣官房、厚生労働省の幹部に話をしており、全国的な制度見直しの中でも議論を深めていただきたいと考えております。

最後に、3つ目の運営費の捉え方についてお答えします。措置費においては、職員の処遇改善を図るべく、国が示す措置費支弁基準は全て市の要綱により反映させています。加えて、令和4年まで指定管理料として支払っていた、全館個室になったことによる経費、また、夜勤体制の拡充によって発生する経費については、それぞれ生活環境整備体制充実加算、夜勤体制拡充加算として市単独で措置費に加算をしております。しかし、議員ご指摘のとおり、和光園は入所者の人数に応じた措置費で収入が賄われているため、入所者の減少によって収入確保が困難となり、赤字が続いている状況です。今後、措置者の増加が見込めない状況では、定員に基づく職員数を継続して確保することは経営的にも負担が大きくなります。

そのため、市といたしましては、運営費の支援を検討する前に、まずは施設運営経費の縮減可能性を分析する必要があると考えております。具体的には、業務効率化を進めるとともに、支援員の人事費を今後見込まれる入所者数に合わせて、どこまで圧縮できるかを検討したいと思います。その上で、住まいのセーフティーネットのような施策には、国が定めている家賃低廉化に係る支援もメニューとして考えられるため、公助の制度を模索しながら、和光園の施設運営、契約入所の方法を考えていきます。

[市民福祉部長 野村賢一 着席]

○10番（住田清美）

和光園に関わらず、今からいろいろな福祉施設の在り方については人口減少の中、議論していかなくてはいけないと思うんですが、メモする間がなかったものですから委員会の名前は言えないんですけど、今、答弁の中で、市長が代表に就任されて、和光園の在り方を含めて今何をお考えになって、どのようなことを今後その会の中で検討されるのか、もし今お考えをお持ちでしたら、ちょっとお聞かせいただけませんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

地域ケアサービス再生存続自治体協議会という名前なんんですけど、今立ち上がりまして、内閣官房のほうからご要請をいただいて、代表をやってくれということで、これから議論を始めます。先ほど答弁にもありましたように、この話は今もう全国的に、これから特別養護老人ホーム、介護医療院、それから老人保健施設、もちろんこの養護老人ホーム、どこも特に中山間過疎地を中心で空きができる状況になっていて、どこもそれが今の制度だと経営を圧迫する要因になっていく。全部満床で稼働して初めて採算が取れるみたいな仕組みになっているものですから、これを契約入所の形態に基本的にはなっていくんですが、もっと支援の必要な高齢者の人なんかに入ってもらって、住まいとしても活用していくように規制緩和とか施設の整備とかをしていくということを検討して、政府に提言しようということでございます。

実はこの話は、先週閣議決定されました「地方創生2.0」、石破内閣の一番の柱ですが、の中にも明記してあります、日本版C C R Cの、次のC C R C 2.0というやつなんですが、「生涯活躍のまち」というような名前で、そういうことを政府としても取り組んでいくというところに自治体の側から呼応して、現場の立場から提言をしていくことになっております。和公園がまさしく我々としては一番問題意識を持っていたものですから、先ほど答弁にありましたように事前の段階でお伝えをして、政府のほうでも事例として認識をいただいているので、こういったところをモデルにしていきたいと思いますし、介護医療院たから、それから特別養護老人ホームたんぽぽ苑、あの辺りも同じような状況なものですから、こうしたところもモデルにしながら、私自身も議論していきたいというふうに思っております

○10番（住田清美）

特に中山間地のところも含めてですけれど、これからは福祉施設の在り方についてはぜひ市長に旗を振っていただいて、リーダーシップになっていただきながら進めていただきたいと思います。

ちょっと具体的な再質問をさせていただきます。担当の方にお願いいたしますが、和光園新築のときに、多分将来計画ではないんですけど、将来もこのくらいの人数が入るから、これぐらいの規模の建物が必要でということで設置されたと思うんです。設置当時は多分満床に近い47人、48人で推移していくのかなというところだったと思うんですけど、先ほどいろいろな減少の理由を述べられましたけれど、こんなに早く減少が来るとはその当時は想定されていなかったものなんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部部長（野村賢一）

当時も定員50人でございまして、おっしゃるとおり40名台をずっと保っておりまして、高齢者の数もそれなりにいらっしゃって、当時よく「措置控え」とか、そんな言葉もございましたけども、ある一定数のいわゆるセーフティーネットが必要な方がいらっしゃったと認識しております、それで50人定員のままで変えなかつたと思うんですけども、ここ最近の人口減少につきましては、当時では想像する余地もなかつたというふうに思っております。

○10番（住田清美）

先ほど申し上げましたけれど、入所者が少なければそれだけ措置費が運営者には入ってこないということで、赤字経営になってしまいます。それで先ほどもおっしゃいましたけれども、相談があつても課税者で税金がかかっていると措置できないことがある。要望はあるけれど、課税という1つのハードルが越えられないために、入れないという方があるということで、契約入所の話はそこを緩和するのが一番早いのかなと思います。そういう方がいらっしゃるのでしたら、これは早急に契約入所という方向性を示すことが、入りたいけれど入れない方にとってもいいし、運営者にとってもそれで赤字が補填されるのはいい話だと思いますが、半年後は決めるとか1年後は決めるとか、そういう時限的なことは今の段階ではお考えでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部部長（野村賢一）

今課税者で入ることができないという、いわゆるボーダーの方ですけども、我々が把握しているところで各事業所のケアマネージャーとか、ハートピア古川の地域包括支援センターとか、そういうところからの情報なんですけども、令和6年度で4名ほどいらっしゃいました。潜在的にはまだいらっしゃるものだと思いますけども、一刻も早くこういう方は契約入所に結びつけたいなという気持ちはあるんですけども、実は、先ほども申し上げましたとおり、入所料金について今検討を始めておりまして、どれくらいが適当なのか、措置費が約23万円ほどお支払いしているんですけども、それまではちょっと支援はできかねないとは思いますし、そういった中で個人の負担金をどれくらいにして運営したらいののかという検討を今始めておりまして、具体的な時期についてはまだ決まっておりません。

○10番（住田清美）

そういうボーダーラインにいらっしゃる方がいるのなら、ちょっとスピード感を持っていただきながら、契約入所についても一概に幾ら取るかということもほかの施設との兼ね合いもあると思いますし、課税者でもいろいろだと思いますので、その辺については運営者である社会福祉法人吉城福祉会と連携を取りながら、早急に困っている方の受入れをぜひ検討していただきながら、また、和光園もずっと赤字が続くことのないように維持をしていただければと思っています。それにはまた、今、代表に就任されました都竹市長の手腕にも期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは最後の質問で、商工業の振興についてお尋ねしたいと思います。当市経済の一翼を担

う商工業については、大切な基幹産業であり、雇用面、税収面でも大きなウェートを占めています。企業の多くは小規模企業をはじめとする中小企業であり、商店も個人経営がほとんどです。古川町商工会に聞きますと、課題として一番はやはり人材不足、特に若者が定着しない。次いで、諸物価や人件費の高騰、それらを価格に転嫁できない現状、さらには個人事業者に多い後継者不足などが挙げられています。そのほかにも、企業が抱える課題は多方面に及ぶと思われます。他方、若者を中心に今市内で起業される方も多く、まさに商工業も多様性の時代が訪れているのかかもしれません。また、国際問題として、いわゆるトランプ関税により、輸出入は予断を許さない現況下にもあります。そこで、商工業の振興についてお尋ねいたします。

1点目は、商工業の現状と展望についてです。先ほども申し上げましたが、様々な課題のある中、一生懸命頑張っていらっしゃる商工業者の現状をどのように把握され、問題解決のためどのような施策を考えいらっしゃるのでしょうか。また、トランプ関税による影響は自動車業界だけではないと思います。その対策、特に相談窓口などのようなものは設けられているのでしょうか。商工業の発展について、どのような未来像を描いていらっしゃるのかお伺いいたします。

次に、中小企業・小規模企業振興条例についてです。言うまでもなく、企業の発展は当市の発展でもあります。そこで、中小企業が果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本理念、基本方針を定め、市、中小企業者、商工団体、金融機関、そして市民の役割を明らかにし、地域社会全体で積極的に取り組むための中小企業・小規模企業振興条例を定めている自治体が多数あります。今こそ、市の本気度が試されるときではないでしょうか。この条例についてどのように捉え、進めていかれるのかお尋ねしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

商工業の振興につきまして、2点のお尋ねでございます。併せてお答えをしたいと思います。

まず、現状と展望ということでございます。現状なんですが、商工業者の動向につきましては、四半期ごとに「市民生活・経済情報共有会議」という会議を市役所で開催しております。これはもともと新型コロナウイルス感染症の本部でやっていたものをずっと継続してやっているわけでありますけども、この中でコロナ禍のときの流れをくみまして、製造業、運輸業、飲食業、卸売業、小売業、サービス業、宿泊業、こうした事業者に定期的にヒアリングを行っております。定点観測ということで、同じところにずっと聞き続けるというやり方で把握をしておるわけでございます。加えて、この会議には飛騨市金融協会からもご出席をいただいておりまして、金融機関の立場ですとまた違う見え方がされますので、市内経済の状況について分析をいただいて、客観的な見方を教えていただいているということでございます。

このほかに年に2回、景気動向調査をやっております。また、労働実態調査というのも行っておりまして、こちらは約330社の調査を行って、大体5割以上の回答が毎回得られていると、このようなことになっております。それによりまして、かなりリアルな格好で事業者の課題というのを把握しておるわけでありますけども、何が今一番問題かというと、議員ご指摘のとおり人手不足、やっぱりこれでございまして、あと物価高騰、人件費の上昇ということもござりますし、

小規模事業者ですと後継者不足、やっぱりこの声も多いということになります。これらに対する支援というのは業種によっても規模によっても違うということになるわけです。

飛騨市の商工業の中核というのは製造業でございまして、製造業は輸出によって支えられているところも多いということで、国際経済の動向による変化に随時対応しながら事業を行っておられるということです。ちなみにトランプ関税については、これまでの調査のところまだ目立った影響というのは出ていないんですが、不安の声は随分出ているという状況で、今後の影響を注視しているというのが現状です。いずれしても、こうした国際経済の動向によって左右される製造業については、やはり人材確保等の部分で、事業そのものにはなかなか伴走支援というのも難しいものですから、人材確保等について必要に応じて相談に乗るというのが基本的な姿勢になってくるだろうというふうに思います。

一方で、小規模事業者に関しては全面的な伴走支援が必要だということになります。人材確保、資金繰りといったこと、いろいろあるわけありますが、市の支援事業を活用していただくというのが一番の支援策になりますし、加えて、ビジネスサポートセンターでの相談ということで丁寧な支援を行っているというところでございます。中でも小売業、サービス業については、先ほど議論もありましたけども、特に飛騨市のような過疎地では地域内のマーケットというのは縮小するばかりでありますから、新たなサービス創出の相談支援に乗るとか、あるいはネットでの販売支援といったことを中心的な取組としてやっているということになります。このほか、台湾等への輸出支援にも力を入れているということでございます。

共通する課題の人材確保ですが、ここはやはり経営者の意識改革が必要だというふうに思っておりまして、社員の賃上げ、あるいは福利厚生の充実といったことに力を入れながら、外国人材の活用ですか、尖った業務での県外からの採用等に努力していただくということ。それから、ＩＴやＡＩの活用などを通じて少人数でも可能な事業形態を模索していただくという必要がございます。これにつきましては、市では飛騨市経済連合会と一体となってセミナー等を開催して支援を行っているところでございます。ちなみに、ついおとといですかね、市内の企業の方がご挨拶に来られて、やはり人材確保に苦労しているんだけども、ハローワークへの情報の出し方を工夫しただけで、やはり反応が違って応募が多かったというような話も聞いておりまして、やはりこういった伴走支援というのは非常に重要なことを改めて痛感した次第でございます。

それから2点目のご質問ですが、中小企業・小規模企業振興条例につきましてお答えをしたいと思います。この件につきましては、かつて商工団体の皆様からご提言をいただいたことがございまして、先の総合政策審議会におきましても、古川町商工会の谷邊会長から改めて制定を求めるご意見をいただいたところでございます。

しかし、私としては一貫して消極的な考え方を申し上げております。こうした同種の条例制定の動きというのは、実は全国的なものでございまして、2014年に小規模企業振興基本法というのが施行されて以来、全国商工会連合会が旗振り役になって条例制定を自治体に働きかけておられるということでございまして、全国で商工会が地元の自治体につくってくれというのを呼びかけているというのが状況です。それで、中小企業家同友会全国協議会というところが調査をやっておりまして、令和6年11月現在、実際の約4割に当たる721市区町村で条例が制定されているとい

う事実を把握しております。ただ、その内容については理念型の条例が多いということも承知しております。この条例制定の効果なんですが、一番期待する向きは、条例ができれば予算がつくだろうという話なんですけれども、国の場合には、法律ができますと財務省との交渉が非常に有効になるということがございますので、法律ができるというのは非常に有効なんです。しかし、自治体の場合は首長の判断で予算編成を行っていくという仕組みになっているので、国とはまた少し事情が違うということになります。

こうした理念型の条例というのは、新たな政策分野を開拓するときは結構有効で、他の自治体によっても、例えば食育とか、消費者保護とか、こうしたところで条例を制定し、今まで市政の中になかった分野を一気に政策を拡大していくというケースはあるんですが、商工業支援というのは元来最も伝統的な部分ですから、どの自治体も昔からやっておりますので、これをつくって何か大きく変わることがなかなかないというのが実情だというふうに理解しております。

したがって、私としては重要なことは、理念的な条例制定に労力を割くよりも、具体的な支援策について議論を深めるのが重要だと考えておりまして、引き続き小規模事業者、商工業の状況調査ということを踏まえながら、これまでどおり積極的に施策を展開してまいりますし、商工関連団体の皆様方からも具体的な課題を踏まえた、十分に練った制度の提案をいただきたいと。単に補助が欲しいとか、ここにお金をつけてくれと話ではなくて、こういう制度をつくってもらいたいというような提案を現場の声から立案していただけますと、一緒になって政策が立案していくのではないかと思っておりますので、私としてはそういう道を模索していきたいと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○10番（住田清美）

商工業の振興につきましては、コロナ禍から引き続きまして、ご丁寧な声を拾っていただきながら施策に反映していただいているということで理解をいたしました。

その中で、先ほどトランプ関税の関係につきまして、不安の声はあるけどしばらくは注視していくということなんですけれど、これに対しての相談とか、いろいろな情報が欲しいといった場合には市が受け止めてくださるのか、それぞれ神岡商工会議所なり古川町商工会へ行けというふうな形になるんでしょうか。市として、この辺の関わりはいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

トランプ関税対策ということで、自治体によって相談窓口を設けているところもございますし、都道府県なんかは結構さっと窓口を設けたところもございますけども、今までもそうなんですが、窓口を設けても意外と相談って来ないんですね。むしろ、普段のやり取りの中で困っていることが出てきたものを施策にしていくというのが基本かなというふうに思っておりますし、リーマンショックのときも東日本大震災のときも、県庁でまさしくやっていたんですが、実は相談というのは少ないんです。そういうことから考えると、もちろん市でも相談窓口を設置するという考え方もあるんですが、普段いろいろなコミュニケーションを取っておりますので、しかもこういったヒアリングも行っていますから、その中で困りごとを聞いて、相談しながら市としてできる

ことをやり、また県とか国に対して求めていくことがあれば、すぐに話をしていくというのが基本かなというふうには考えております。

○10番（住田清美）

中小企業・小規模企業振興条例については、市長のお考えをお伺いさせていただきました。それぞれ今各自治体でもつくっていらっしゃいます。下呂市もこの間つくられまして、高山市はまだですけれども、飛騨市もその流れに乗りたいなというのが多分古川町商工会の思いだと思います。ほかの市町村のものを見てみると、大体形式は同じような形式で来ていますし、ただ、この中では、目的とか基本理念、それから市の役割、中小企業の役割、それから金融機関の役割、市民の役割といったことがしっかりと定義をされておりますので、全国的に同じような作りではありますけれど、私もこれは必要な条例ではないかなと思ったので今回挙げさせていただいておりますが、市長がそういうお考えでしたら、古川町商工会とまた策を練って、商工会なり商工会議所から提言ができるような形で持ってくるような形にしなくちゃねというようなことは語りたいと思いますが、そういう形の中で、お互いにいい関係で商工業の発展ができればいいかなと思いますが、再度聞きますけれど、この条例については特に市のほうで制定するというようなお考えは今のところはないということですね。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

先ほど申し上げたとおり、現時点においては、私自身は積極的な姿勢ではないということでございます。条例が仮にできたとしても、問題は何をやっていくかですから、何をやっていくかということをずっとやってきているので、むしろもうできたものだと思って、次の具体的な話に進んでいったほうが早いかなということでございますので、ぜひそういった点について議論を深めていきたいというふうに思っております。

○10番（住田清美）

そういう形で、お互いにいい関係はできていると思いますので、それが条例化されているかないかに関わらず、基幹産業でありますので、いい関係の中で商工業の発展、人手不足の問題、後継者の問題、いろいろな問題を含め様々な知恵を出し合いながら、各種団体ともまた相談してやっていただけれどと思っております。

以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。

[10番 住田清美 着席]

◎議長（澤史朗）

以上で、10番、住田議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後2時20分といたします。

（ 休憩 午後2時11分 再開 午後2時20分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

4番、水上議員。

[4番 水上雅廣 登壇]

○4番（水上雅廣）

発言のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

最初に、外来魚の対策についてということですけども、これはブラウントラウトなんですけれども、あまり馴染みがないとか、気づかれないような話題なんんですけど、1つの問題提起というようなことで今回質問させていただきます。そうしたことでお答えをいただければというふうに思います。

昨年の暮れに、あるテレビ局で河合町の小鳥川でのブラウントラウト駆除に関する報道がされました。ネット上でその動画は、これは2か月くらい前の数字なんですけども、24万回視聴されておりました。宮川下流漁業協同組合では、河川での外来種の生息状況を確認するための調査を行われ、同市を流れる宮川の下流域と支流で実施をされております。2014年からブラウントラウトを中心とした外来種の生息調査を続けられ、生息数や分布状況などを調べておられるということです。

ブラウントラウトというのはサケ科の魚で、国がつくった「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」では、適切な管理が必要な産業上重要な外来種となる産業管理外来種に分類をされ、これ以上の分布拡大をしないという考え方沿った管理が求められているということで伺っております。

調査は、宮川下流漁業協同組合の職員と組合員の方が、電気ショッカーと網を使って採捕したイワナやヤマメ、カジカなどのブラウントラウトの魚種、数量、体長を記録し、ブラウントラウトだけを捕獲して、他の魚種は放流をされておるということです。今回報じられておりました日の調査で、捕獲したブラウントラウトは約150匹ということあります。体調は最大60センチメートルほどで、イワナやヤマメが合わせて40匹ということでしたから、約8割がブラウントラウトということのようです。宮川下流漁業協同組合では、「ブラウントラウトは川の環境収容力を圧迫し、魚食性があることから在来種や漁業権魚種への影響も見込まれる。生息数の増加や生息域の拡大を防ぐ活動を続けるとともに、効果的な対策を考えたい。」ということで、食用として、あるいはペットフードなど有効な活用方法がないか模索をされているということで伺っておりますし、北飛騨地域の他の漁業でも買取りを行っているようなところがあるというふうに伺っております。

ブラウントラウトは小鳥川にとどまらず宮川流域に生息しております、アユの生息にも影響を与えております。最近でも、釣ったブラウントラウトが放流直後の稚アユを吐き出した、こんなような記事を目にいたしました。市も「清流みやがわの鮎」、これを大きく売り出そうとしているさなかでありますし、何らかの対策を講じなければならないのではないかというふうに思っております。ちなみに、岐阜県は、コクチバスは外来生物法で特定外来生物に指定されている肉

食魚であり、低水温環境へ適応できることと高い遊泳力を持つことから、河川において繁殖し、アユなどの水産資源に対する食害が発生するおそれがある。また、河川で一度定着・拡大してしまうと、完全な駆除が極めて困難である。こういうことから、岐阜県コクチバス駆除総合対策として、コクチバス被害防止対策事業費補助金、こういったものなどを設けておられます。

ブラウントラウトは外来生物法の中で要注意外来生物に指定をされているほか、日本生態学会による「日本の侵略的外来種ワースト100」や、国際自然保護連合による「世界の侵略的外来種ワースト100」、こうしたことに選定をされているということあります。ブラウントラウトは、条件の合う河川では世代交代をしております。つまり、定着性がニジマスなんかに比べて非常に強いということありますし、また、先も述べましたけども、一番問題なのは魚食性の強さということが挙げられております。ニジマスは漁業権対象魚、ブラウントラウトは漁業権対象魚ではない、こういったこともあります。こうしたことを含めて、ブラウントラウトの生息拡大防止について幾つかお伺いをいたしたいと思います。

まず、市においては、ブラウントラウトを含め外来魚に対してどのような認識を持っておられるのか、お伺いをしてみたいと思います。

次に、駆除等に対する県・市の支援ということで、岐阜県は「清流長良川の鮎」が世界農業遺産に認定をされていることから、その保全・継承・活用を図るために、コクチバス被害防止対策を行っている、こんなふうに私は認識をしておりますけれども、飛騨市においても「清流みやがわの鮎」、これを売りにしている中で、アユに限らず多くの釣り人が訪れる宮川流域においても、外来魚の駆除対策を進めていただきたいというふうに思います。ブラウントラウトは、宮川下流だけではなく、その上流、高山市を流れる川でも生息が確認され、その生息の拡大が懸念をされているというふうに聞き及んでおります。岐阜県に対して、コクチバスだけでなく包括的な外来魚対策を施すよう、市のほうからも強く要望をいただきたいというふうに考えておりますけれども、ご見解のほうを伺いたいと思います。あわせて、県にこうしたことを言うだけではなくて、市としてもブラウントラウトの根絶、根絶というのはなかなか難しいと思いますけれども、こうしたことに向かた対策を何か施していただけるような考え方があるかないか、併せてお伺いをさせていただきます。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

[環境水道部長 谷口正樹 登壇]

□環境水道部長（谷口正樹）

外来魚生息拡大防止対策についてのご質問をいただきました。

まず、1点目の市の見解についてお答えいたします。ブラウントラウトは外来種のうち、産業上重要であり、適切な管理が必要な外来種として位置づけられており、水産分野では、ニジマス、ブラウントラウト、レイクトラウトの3魚種が指定されています。これら外来種については、平成27年3月に策定された「外来種被害防止行動計画」に基づき、適切な管理が求められています。特に、外来種の利用を控えることが困難な場合には、利用量の抑制や代替手段の検討が必要とされ、最終的には管理地外への逸出を防ぐことが重要とされております。ニジマス、ブラウントラウト、レイクトラウトは、水産業だけでなく地域経済の活性化にも大きく貢献しています。しか

し、これらは日本の在来種ではないため、不適切な管理によって自然生態系に悪影響を及ぼす可能性があります。そのため、国では、これらを「我が国の生態系に被害を及ぼすおそれのある外来種」に位置づけ、適切な管理の必要性を示しています。

市はこれまで、オオキンケイギクやオオハンゴンソウなど、外来生物法の規制対象となる植物について、調査や啓発活動、駆除を行ってきました。しかし、議員ご指摘のブラウントラウトは外来生物法の規制対象ではないことから、市として具体的な対策を講じておりません。そのため、宮川下流漁業協同組合が、昨年この外来魚問題に危機感を持って対応されたことも報道で承知したのが実情で、直接的な情報共有が行われていないことや知識不足もあり、これまで問題意識を持つに至りませんでした。今後、市としましてもさらなる情報共有を進めてまいりたいと思います。

続きまして、2点目の駆除等に対する県・市の支援についてお答えいたします。内水面の管理は、内水面漁場管理委員会を所管する県の役割です。このため、地域における外来種対策の推進、漁業や遊漁関係者等の指導や監督に加え、必要に応じた公的規制の措置が求められています。ブラウントラウトは、中濃圏域や飛騨圏域で定着が確認されており、このため、岐阜県では平成27年4月17日から、岐阜県内水面漁場管理委員会指示に基づき、同委員会が承認した場合を除いて、県内で本種の持ち出し及び移植を禁止しております。

一方、分布状況について、各漁業組合に聞き取りを行ったところ、次の2点を確認いたしました。1点目として、一級河川宮川においては、主な支流の荒城川、川上川を含め、高山市の上流から飛騨市の下流まで広く分布しておること。2点目として、高原川水系で調査が行われていますが、現時点では未確認であるということです。しかし、現時点ではブラウントラウトは特定外来種に指定されていないため、議員ご指摘のように、コクチバス被害防止対策事業費補助金などのような駆除に関する義務や補助制度は整備されておりません。そのため、漁業協同組合など地元の取組に依存しているのが現状です。

今後、外来種生息拡大防止対策は、生物多様性の観点から地域固有の生態系や在来種の保護は重要な課題であると認識しています。市としましては、県や研究機関と連携し、情報収集や具体的な対策方法を検討することが重要であると考えております。また、駆除活動を効果的に進めるには、上流に位置する高山市との連携が不可欠であり、県レベルでの補助制度の導入が望ましいと考えています。いずれにしましても、まずは宮川下流漁業協同組合と連携し、市としてどのように取り組むべきか意見交換を進めてまいります。

〔環境水道部長 谷口正樹 着席〕

○4番（水上雅廣）

素直な答弁をいただきまして、ありがとうございました。そうだと思うんです。私も実際、友人から電話がかかってくるまで承知をしていなくて、あの大きい口を見た瞬間にちょっとびっくりしまして、後ろにもいらっしゃいますけども、宮川下流漁業協同組合長からほかの写真も見せていただきました。60センチメートル、70センチメートルくらいのブラウントラウト、口がすごいです。これはやっぱり稚魚なんかはあつという間に飲み込みます。なので、今、県とか流域の関係市町村とかとも、ともに取組んでいただける方向でということで伺いましたし、まず、宮川下流漁業協同組合とどういったことをしながら、どういった方法があるのかということもしっか

りと確認をしていただきながら、一番初めに申し上げたように、こういったことに問題意識を持っていただけるということが今回の質問の趣旨ですから、それ以上ではありませんけども、ぜひ早めにそういう方向で漁業協同組合と意見交換会なり検討会なり立ち上げていただいて、方向性を定めていただければというふうに思います。そのことについてだけ確認の意味でどうでしょうか。

□環境水道部長（谷口正樹）

早速ですけども、今日、組合長もいらっしゃいますので、連絡を取らせていただきまして、調整したいと思います。

○4番（水上雅廣）

ぜひ積極的によろしくお願ひします。くどいようですが、県のほうにも、特定外来種ではないといいながらもこうした問題があるということだけはきちんとお伝えをいただいて、ブラックバスだけではなくて、岐阜県内のこういったものに対する対応ということをしっかりとしていただけるように、また訴えていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

それでは次に、市民病院についてということでお尋ねをさせていただきます。飛騨市民病院について今回一般質問という形で出させていただきましたけども、これは令和7年3月の定例会の予算特別委員会の中でもいろいろと議論があったように記憶しております。飛騨市民病院の今後について、私の周りの方でも結構いろいろなふうに関心を持っておられる方がたくさんいらっしゃるということで、改めて今回質問をさせていただきたいというふうに思います。

市民病院の経営強化プランというのを策定をされておりまして、期間が令和5年度から令和9年度ということですけれども、その中で、飛騨市民病院の診療圏となる飛騨市神岡町と高山市上宝町及び高山市奥飛騨温泉郷を含めた、いわゆる「高原郷」では、飛騨二次医療圏内でも突出して高齢化の加速と人口減少による医療需要の変化が生じているということで、飛騨市民病院は、令和4年度で建築後32年、今年でもう35年になると思いますけれども、経過をし、建物設備が老朽化していること。耐用年数をここで50年というふうに記しておりますけれども、これは公共施設個別施設計画の中でこう記してあったものですから書きましたけども、実際は減価償却資産なんかの耐用年数を見ますと39年ということで教えていただきました。そういうふうに39年ということで、ちょっとお断りをさせていただきたいと思います。

新興感染症等への対応では、施設の狭隘化、病棟の構造上の問題から確実なゾーニングができず、通常の一般医療を提供しながら積極的な感染症患者の受入れが難しい状況にあること。高原川の流域に位置し、大雨洪水時の浸水リスクが高く、さらには山沿いのために土砂災害リスクも有していることから、災害対策の観点からは病院移転が望ましい状況にあることなどが掲げられております。診療圏に唯一の病院であることから、持続的な地域医療提供体制を確保するために、病院の新築移転の検討を始める、こんなこともうたってあります。一方で、急速に進展している地域の人口減少から、今後の医療需要の低下が見込まれることも踏まえ、当該経営強化プラン期間中において、病院の在り方、適切な規模について検討を進める、こんなふうにこの中では記されています。

その一環として、予算にも挙がっておりました飛騨市民病院あり方検討委員会が昨年度、数回にわたり開催をされ、この会議においては将来的な人口減少の動向を見据えた医療需要を推計し、

病院の規模や機能、事業形態、大規模改修、あるいは新築移転の必要性などを導き出すことが重要であることから、データ分析にたけた医療系コンサルタントを交えて慎重に調整を進め、持続可能な飛騨市民病院のあるべき姿をまとめるというふうにされております。この飛騨市民病院あり方検討委員会からの報告もあったというふうに伺っております。ただ、市内の状況を見ると、河合町や宮川町、古川町地域の救急搬送先は、主にですけれども高山市の高山赤十字病院と久美愛厚生病院になっているのではないかと思います。この2病院が飛騨圏域における中核であることを思えば、高度急性期・急性期医療のこうした充実とともに、慢性期も含めて、病床の確保というようなことも、私個人ですけれども、願うところでもあります。

高山市のほうへ目を移しますと、高山市議会の中で一般質問において、飛騨市民病院や県立下呂温泉病院が慢性期医療に移行していくことで、中核2病院の急性期医療の病床数を増やすざるを得なくなつて、高山市民に影響があるのではないかということを、これは恐らく心配をされての質問だったというふうに思うんですけれども、されておられます。ほかにも、最近では保険料負担の軽減に向けて、医療費削減のために、全国の医療機関で余剰となっている病床11万床を削減すること、これも骨太の方針に反映させるんだというような報道もありました。こういうような心配事がたくさんある中で、何点かお尋ねをしたいと思います。

まず初めに、飛騨圏域ですけれども、飛騨圏域の3市1村で将来の地域医療構想を検討されていらっしゃるということですけれども、飛騨市民病院の今後の在り方を含めて、県域の各病院の在り方、どのように協議がされておるのか、改めてお伺いをさせていただきたいと思います。

次に、市民病院の今後ですけれども、飛騨市民病院のあり方検討会議の結果と併せて、病院の新築移転、あるいは大規模改修、こうしたことをどのような方向で検討をされていかれるのか伺いたいと思います。仮に、新築移転、あるいは大規模改修ということになれば、やっぱり大きなお金も必要になってくるんだろうと思います。飛騨市民病院における令和5年度決算額で資金残高は7億3,000万円ちょっとということだったと思います。今回また決算が出てくるんですけども、決して潤沢だというふうには思いません。地方公営企業の中での繰出基準もあるんですけれども、病院の建設改良費や企業債の元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額、2分の1を基準とするということですけれども、こうしたものはあるわけです。一般会計からの繰出しが本当にどの程度できるのか、あるいは他事業への影響がどういうふうになってくるのか、そうしたことも懸念されますし、今のうちから、しっかりと将来の負担の手だても考えておくべきではないかと思います。

看護師住宅について。以前にも看護師住宅についてお尋ねをいたしておりますけれども、そのときの答弁は、「火災跡地に新たな建物が整備されれば利用する予定はなく、譲渡または取壊しを検討する。」と。また、「新たな建物の進捗状況を見ながら修繕等も検討する。」こんなような大まかな答弁ではなかったかなというふうに思います。先頃、医療従事者向けの住宅も完成いたしましたし、そのタイミングで今後、看護師住宅についてどういうふうにされるのか、お伺いをしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

飛騨市民病院につきまして、あるいは飛騨圏域の医療体制につきましてのお尋ねでございます。

私からは、2点目の飛騨市民病院の今後につきましてをご答弁申し上げたいと思います。飛騨市民病院、主な診療圏が神岡町、上宝町、奥飛騨温泉郷ということでございますけども、ご紹介がありましたように、昨年度、飛騨市民病院あり方検討委員会を組織していただきまして、住民の代表の方、医療・保健・福祉などの関係者の方、それから病院の代表者を合わせて13名の委員で、4回の委員会を開いていただいて、今後の在り方についての検討をいただいたというところでございます。その際、総務省の経営アドバイザリー事業を活用いたしまして、自治体病院の建て替えや経営指導に豊富な経験のある大学教授の方にもアドバイスをいただいた、検討を進めていただいたというところでございます。

先月、一月ほど前ですが、飛騨市民病院あり方検討委員会の委員長のほうから報告書を受け取りまして、経過のご説明、内容のご説明もいただいたわけでございます。実は、私そこで初めて中身を見させてもらったということでございました。委員の方々からは、「飛騨市民病院は地域にとって重要な存在であって、地域住民の生活を守るために何とか病院を残してほしい。」という一貫した意見があったというふうに伺ったところでございます。その上で、報告書は、人口減少や人材不足の現状を踏まえて、今後の医療需要の縮小や病院機能の再編が避けられない現実であるということをしっかりと受け止めた上で、持続可能な病院経営を確保するためにも、それぞれの課題に積極的に取り組み、変化への柔軟な対応を続けつつ、老朽化が進む施設の移転再整備が必要であるというふうにまとめられておりました。神岡町は富山市、高山市まで1時間程度を要しますし、開業医も今1件ということでございまして、いわば医療過疎地という状態にございます。その中で、住民が必要とする医療を継続的に提供する公立病院の存在というのは、これはもう絶対不可欠でございまして、私自身も飛騨市民病院は絶対に守るという強い思いを持っておるところでございます。また、将来的な存続を図る上でも、施設の再整備が必要であるということについては同じ意見を持っておるということです。

しかし、病院の建て替えというのは決して簡単なことではないということです。報告書の中で、先ほどの専門家の方々のアドバイスなんかも踏まえてということなんですが、整備費の試算がなされておりまして、昨今の建設費高騰も大きく影響して、今よりも規模を縮小した建て替え計画においても、整備費は約30億円という金額が提示されておりました。この返済方法につきましても提案が書かれておりまして、病院事業債よりも有利な過疎債を併用して全額起債を充当し、半分を病院事業会計で負担してはどうかという想定のシミュレーションもなされておったわけです。ただ、この場合、病院事業の返済額は毎年2,500万円程度ということになります。この2,500万円という数字なんですが、半分は市で持っているわけですから残り半分ということなので、それでもこの金額なんですが、仮にこの計画どおりに費用が収まったといたしましても、現時点で病院事業会計は赤字決算が続いているので、返済のめどが立たないということになります。そこで、この報告書の受領に当たって院長もおいでになったわけですが、私からは、まずはこれを実現するためには、経営の黒字転換を図ることが条件であるということを申し上げまして、考え得る対策を全て実行して経営改善を図っていただくように、院長に強くお願いをしたところでございます。

他方で、これは議員もご承知かもしませんが、令和6年度の診療報酬改定が、高騰した物価や人件費に見合う改定額には全く至っておりません。収入のほとんどが公定価格という病院事業の中では、普通に経営しても黒字を出すということが極めて困難な現状に今陥っておりまして、全国の病院の多くが赤字に陥っております。昨日、北日本新聞という富山県の新聞があって、そこで県内公立病院は全て赤字であるという紹介が出ておりましたけども、富山県の県立中央病院とか富山市民病院は、赤字が膨らんだ金額が単年度で10億円前後になっているということでございますし、一昨日は岐阜市民病院も10億円超える赤字であるということも出ておりまして、これは公立病院だけではないんですが、医療機関、特に病院というものが今もう本当に立ち行かない状況になっておるということでございます。

この点については全国市長会でも、私担当なものですから、繰り返し国に対処を求めておるところでございまして、いろいろな各方面からもう本当に非常に強い要望が出ておる。その中で、先ほど議員からもおっしゃったように、骨太の方針の中では一定の配慮の記載がされたということではあります。ただ、それがどうなるか全く見通しが立たないという中ですので、院長にこのように申し上げたことは、正直言って無理難題を申し上げたかなというふうに思わないでもないわけでありますが、ただ、かといって市としてこの建設費の償還を全て支える財政的な余力はないというのも現実であるわけです。

いずれにしても、こうしたことはございますが、飛騨市民病院は神岡町、高原郷における地域医療の生命線でありまして、また、1つの事業所としても150名以上雇用しているわけでありますので、これはとにかく絶対に守り抜かなければいけないと、このように考えております。それだけに、今後この病院の経営、そして老朽化する施設の再整備ということを考えますと、病院職員一人一人が公営企業職員としての当事者意識を持って、しっかりと医療提供体制と自分たちの職場、双方を守るという決意と努力をしていただくことが必要だと思っております。現実に病院の皆さんには本当によくやっていただいていると、毎年、年度の初めに報告会があって出るんですが、あらゆる部門で経営の数字を見ながら血のにじむような努力をしてくれています。これについては、本当に頭が下がる思いであります。継続してこうしたことについても努力をしていただきながら、将来の施設整備について、もちろん市も現実的にどんな方法が考えられるのか、真剣に検討していくたいと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 野村賢一 登壇〕

□市民福祉部長（野村賢一）

私からは、1点目の飛騨圏域の医療体制についてお答えします。飛騨圏域の将来の地域医療構想については、本年2月3日に3市1村の首長と高山赤十字病院、久美愛厚生病院、県立下呂温泉病院、飛騨市民病院の病院長が集まり、意見交換を重ね、「飛騨圏域推進区域対応方針」を決定したところです。なお、この方針は県より公表されております。この中で、「圏域内の医療機関は、そのほとんどが、医師や看護師をはじめとする医療の担い手不足が顕著であり、高度に発展していく医療技術を背景とした設備投資など、圏域が必要とする医療需要に対応するために、

非効率的な医療経営を行わざるを得ない状況である。今後は、これまでのような医療提供体制の維持は困難と認識している。」と、現状を分析しております。そして、「圏域全体の医療機関、特に公立及び公的医療機関の機能分化と役割分担を明確化し、その連携体制強化を進める。」と、今後の指針を定めました。

このうち、適正な役割分担としては、高山赤十字病院が飛騨圏域の急性期医療の中心的役割を担いつつ、久美愛厚生病院が同病院と連携していくことや、特定の診療分野や政策医療分野、地理的な要因にも配慮して、各地域で急性期医療を担う病院の役割分担について検討することとされております。また、病床規模の適正化については、一般病床の稼働率が圏域全体で全国及び他の圏域と比べて低いことから、2025年度の医療需要を見ながら一般病床の在り方を検討することとされています。さらに、経営基盤の効率化としては、高山赤十字病院、久美愛厚生病院について、診療科、病床区分のすみ分け等を検討することなどを明記しています。

その上で、地域医療介護総合確保基金を活用し、各医療機関が実施する過剰病床の削減、回復期病床や介護機能への転換、医療機関相互の分担及び連携、地域における特定の医療機能の強化を支援することとされました。飛騨市に関しては、地域になくてはならない医療提供体制、拠点病院の役割分担を継続すること、そのために、医師・専門職確保策等を継続実施すること、市内病院かかりつけ医と介護事業所との連携、患者を支えるネットワークを確保することなどが記載されております。そして、この構想実現のために、飛騨医療圏内を連携地域とした地域医療連携推進法人の設立を視野に入れた枠組みを構築することとされ、現在、高山市において専任の職員が配置され、今後の具体的な動きを検討しており、飛騨市においても職員派遣の調整を進めているところであります。

〔市民福祉部長 野村賢一 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔病院事務局長 佐藤直樹 登壇〕

□病院事務局長（佐藤直樹）

私からは、看護師住宅について答弁させていただきます。旧看護師住宅の今後の取扱いについてのお尋ねですが、新たに整備された住宅の状況からご報告したいと思います。

火災跡地に整備された医療従事者用住宅については、令和7年4月に供用開始しており、6戸のうちの4戸が現在利用中となっております。薬剤師1名と看護師3名が入居している状況です。残る2戸については、本年8月に採用を予定している臨床工学技士や、来年4月の採用予定者の利用希望があることから、今年度末には満室となる見込みです。また、来年度の看護師採用試験において、若干名の募集枠に7名の高倍率な応募状況となったことから見ても、住環境を整備した影響が少なからず現れたものと実感しているところです。一足早く令和6年1月に供用開始した医師住宅4戸も現在満室の状況であり、医師住宅、医療従事者用住宅にこれ以上の受入れができない状況となっております。

経費面におきましては、令和2年4月に供用開始している研修医住宅を含めた3住宅16戸に、病院として負担できる家賃の上限額を月額100万円と想定しておりましたが、研修医住宅に県の補助金が受けられていることと、ふるさと納税を活用したことにより、入居者の自己負担分を除

いた病院の実質負担額は月額60万円を下回っている状況です。

これらの状況と今後の採用計画を総合的に勘案し、円滑な採用活動を続けていくためにも、旧看護師住宅、旧医師住宅の今後の取扱いについては、改めて慎重な対応が必要であると考えているところです。加えて、神岡地区ではもともと民間のアパートが少なく、人口減少やこのところの物価、建設資材の高騰により、新規にアパートが供給される見込みはありません。そこで、病院職員以外の地域の住宅需要も視野に入れながら、民間譲渡によるリノベーションを含めた、今後の利活用の可能性や手法について情報収集を始めたところで、新築より低コストで活用が見込める貴重な資源を地域の活性化に生かすべく、検討を進めてまいります。

〔病院事務局長 佐藤直樹 着席〕

○4番（水上雅廣）

市長からも答弁いただきましたけど、縮小してもこれだけというのは相当やっぱり厳しいんだろうなと思いますが、でも、やっぱり言われるとおり、この病院がないというのは恐らく考えられない、それは高原郷の方々だけではなくて、飛騨市民としてそうなんだろうというふうに認識をしております。ですから、どこかの時点ではこういうときが必ず来るでしょう。今でもいろいろなことで老朽化しながら改修をということですし、設備だってやっぱりその都度変えていかなければいけないわけなので、どこまで経営改善ということが、本当に黒字化に向けてできていくのかというのも、今でも一生懸命やっていらっしゃると思うんです。それと先ほども言われました医師、それから看護師、そういう医療系の皆さんのがんばり対策も、今の住宅も含めていろいろなこともされておるわけですし、これ以上何をというところまであるのではないかと思う中で、これをどうしてもやっていただきなければいけないわけで、どのくらいの時点でこうしたことの方向性というのは見いだしていかなければいけないのか、市長はどう思っていらっしゃいますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

どこかの段階なんですが、やっぱり先ほど申し上げたように、病院事業会計の経営がある程度めどが立ってこないとなかなか難しいかなと思うんですね。ただ、それを先ほどおっしゃるように、私も申し上げたように、病院の努力だけではなかなか難しいと思うんです。なので、介護医療院たかはらもございます。あのエリアには介護施設もございますので、全体の中での見直しということも一方で必要なではないかと思うんですね。そうしたことをちょっと総合的に考える中で、まず何とか黒字のめどが立つというところが1つ、黒字のめどが立ってこないとなかなかゴーという状態に行かないということです。

それから、もう1つさっきの数字も、半分は市が背負う格好ですから、過疎債を使うにしても、今も年間の公債費のコントロールをしてやっているわけで、そうなれば恐らく、飛騨市民病院を建て替えるということは何かを諦めないといけないということになりますから、その決断もどこかで要るんだと思うんです。要するに、これは見送るということを何か考えないと、病院の建て替えの問題に入つていいこともあります。そうすると幾つかいろいろな課題がある中で、どれを優先するのかということを考えていかなければいけない。建物の老朽化もあって、取壊しをしなければいけないものも出てきますけど、これも交付税措置があると言つても、先ほど

の千代の松原公民館ではないんですが、あれを壊すとなると多分数億円はどうしてもかかってしまう。そうなると持ち出しの金額ってかなり大きくなりますから、そういったことも考えると何をどう優先していくのかということを、現在は総合政策指針の中で、公債費の余力の中で見ていくという方針は決めましたけども、この後、優先順位という判断になってくるとそうなる。

ですから、話は戻りますが、飛騨市民病院についての議論ができるのは、まず毎年の経営の見通しがある程度立ってこないとなかなか難しいと思いますので、そこをしっかりと取り組んでいくということになろうかと思います。

○ 4番（水上雅廣）

分かりました。改めてどうのこうのは申し上げません。住宅のほうも利用できるということは前からお話をありましたし、それについても資金的なことはどうしても出てくるので、含めて検討いただきたいなというふうに思いますし、先ほども市長からありましたけども、全国的に公立病院の経営赤字というのが大問題になってきて、インターネットなんかでもいろいろと出てきまし、これは医療費の改正だけで済むのかなというところもありますけど、市長は市長の立場として、いろいろな役もしていらっしゃいますし、そういったことも活用していただきながら、しっかりと国レベルでのそういう支援も求めていっていただきたい。でないと、やっぱり自分の健康と命の話なので、みんなが心配になるんだろうと思います。そうしたことで、よろしくお願ひをしたいと思います。

3点目に移らせていただきます。障害を有する児童などへの支援ということについてでお伺いをしたいと思っておりますけども、実はこうした話題に、こんな浅学の私が触れていいのかどうかというのは非常に考えるところもあったんです。やっぱりこういったことは命とか、心とか、いろいろなところの目に見えない部分への影響といいますか、そうしたことも大きな話題というか話なんだろうなと思いながら、ちょっと迷っておったんですけども、市長は今一生懸命こういったことに取り組んでおられるし、立場的にもそういう立場というような思いもあるので、素直にここは聞いてみようということで、質問をさせていただきます。

市長は、「医療的ケア児者を応援する市区町村長ネットワーク」、こうしたものを立ち上げられて、医療的ケア児とその家族の支援を充実させるために、生活現場に密着した現場から主体的に活動したいということで活動されているというふうに拝見をしております。そうしたことの中から2点お伺いというか、市長の思いを聞いてみたいなということあります。

まず1点は、医療的ケア児者を応援する市区町村長ネットワークを構築され、どのような活動を軸とされて、将来的な医療的ケア児者やその家族を取り巻く社会環境の整備、そういったものにどのような姿を描かれているのか聞かせていただきたいなというふうに思います。また、飛騨市における取組、これについても現状と今後どういうふうに考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

それから2点目、特別児童扶養手当所得制限の撤廃に向けてということでお尋ねをしますけれども、これは今いろいろと報道でもある、ここにも書いていますけど、児童手当の関係とか、子供・子育ての関係でいろいろと出ておりますから、そうしたことをちょっと見ながら、これはと思ったものですから質問させていただきます。

令和6年10月から児童手当の所得制限が撤廃をされ、対象年齢児童を養育する全ての方に児童

手当が支給されることとなりました。高校授業料の無償化制度の改正では、2025年度から910万円の所得制限を撤廃し、公立高校は完全に無償化。私立高校は2026年度から支給額が39万6,000円から45万7,000円に引き上げられる、それとともに所得制限が撤廃される予定だというふうに聞いております。しかし、20歳未満で精神または身体に障害を有する児童を家庭で監護・養育している父母等に支給される特別児童扶養手当については、所得制限が残されたままということあります。このことについては国会でも何人か取り上げられておりまして、その質問の中で「政府において特別児童扶養手当の所得制限撤廃に向けた検討を開始する予定はあるか。」、こういう質問に対して、その答弁が「特別児童扶養手当は、精神または身体に障害を有する児童の生活の安定に寄与するとともに、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的に支給されるものであり、この目的に照らして、必要な範囲で支給するため、特別児童扶養手当制度の創設時から所得制限が設けられている。当該所得制限の撤廃については、同様に所得制限が設けられている児童扶養手当などの他の給付との関係も含め、慎重に検討していく必要があるものと考えている。」と、こんな答弁でした。ちょっと凡庸といいますか、こうしたことに学のない私にとっては「はあ」という感じ、こういう冷たい答弁なんですかという感じなんです。これだけ子供のことを言っておきながら、何でここにこうやって目を向けることができないのかと、そんな感じがちょっとしました。

子供の事情とは関係なく、高所得者を親に持つ子供たちは支援を受けられません。中高所得者と呼ばれる世帯は、累進課税によって税金も相当な額を納められ、税負担の公平性というのは保たれていると思っています。子供たちのバギー、それから車、車両の購入や改良、育てていく上で必要なこと、成長や養育に欠かせない大きなものにこういった出費も伴うと思います。こうしたことは子供のためであって、親のためではないんだろうな。子供への支援と親の所得は本当に関係づけられなければならないのかということを思います。その子と一緒に生きるために、職を変わったりして所得が下がる、そういった方もいらっしゃるでしょう。所得制限のボーダーで経済的な格差が生じることも考えられるのではないか。親は自身の心や体のケアも必要になると思います。

特定児童扶養手当の制限の撤廃に向けて、市から国へ働きかけていただきたいと思いますし、また、できるかどうかは分かりませんけれども、特定児童扶養手当について、市が率先して市単独の事業として、所得制限によって支給停止されていらっしゃる受給者に対する支援を検討していただける、そういう考えはないかお伺いをいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

障害を有する児童などへの支援ということで、2点のお尋ねでございます。

まず1点目、医療的ケア児者を応援する市区町村長ネットワーク、こちらについてのお尋ねがありましたので、お答えを申し上げたいと思います。まずその前に、医療的ケア児者とは何かというお話をございますが、医療的ケア児者というのは、心身の機能に障害があって、日常生活を営むために、たんの吸引とか、経管栄養等の医療行為を継続的に受ける必要がある人のこと、こ

れを医療的ケア児、医療的ケア者というふうに言うわけであります。現在全国で約2万人いるというふうにされておりまして、結構な数だというふうに思うんですが、医療的ケアというのはまさに24時間、365日のケアが必要でありまして、家族には大変な負担になっていることに加えて、この診療や看護に当たることができる医師や看護士等の数が少ない、また、家族をサポートする資源、先ほど短期入所の話がありましたけども、医療的ケアのある方の場合は短期入所が受けられるところが本当に少ないんですね。こうした事業所が少ないと、この充実が大きな課題となっておるわけです。

私、県職員時代の最後の仕事が、この医療的ケア児者、あるいは障害児者の支援というところを担当しておりまして、2013年4月から市長になるまでの2年9か月、本当に心血を注いでまいりました。思いをということなので少しお話をさせていただきますと、初め、当然要望を受けるというような立場から団体の方々とお会いしていたんですが、時間が持てないものですから、ご自宅を訪問するようになりました。県内各地本当にたくさんの家を訪問させていただいて、生活の実態を見させていただいたわけありますけども、印象的だったのは、幾つかのお母さん、最初に行ったお母さんが「私、この子が生まれてからベッドで寝たことがない。」とおっしゃるんです。つまり、その子供が居間にいるベッドの横でずっと寝起きしている、そういうことをおっしゃいました。また、あるお子さんは出生時のトラブルで、低酸素脳症になって脳に重大な障害を受け、それで反射がないんですね。つまり、呼びかけたり触っても反応しないという、それでも一生懸命お母さん、家族が育てているわけです。その子のところに行ったら、私が行つたらすごく喜んでくれるとお母さんが言います。どうして分かるんですかと言ったら、指のところに酸素飽和度というのをつけているんですね。酸素飽和度が変わる、あるいは脈拍が変わると言います。自分の好きな人、好んだ人が来ると脈とかが変わると。その話を聞いたときに、家族の愛情ってこんなに深いものかと思いました。その僅かな数字から感情を読み取るほどに愛情を注ぎながら家で24時間365日、夜でもブザーが鳴ったらすぐたん吸引をする、こうした生活をずっと送っておられるという様子を見て、とにかくどんなに人数が少なくてこういう人たちを救わないといけない、みんなが支援しなければいけないという強い思いを私は持っているものですから、この分野については思いを持ってやってきたつもりでおります。

ただ、その中で2021年9月に、医療的ケア児支援法というものが、超党派の議員立法で制定されました。野田聖子先生を中心に本当に一生懸命やられていて、今支援体制も予算措置も拡大しています。ただ、これが本当に実のある形で現場、特に家族のところに届くためには、やっぱり医療・福祉・教育分野を横断的に支援する責任者である市町村長の理解と積極的な姿勢が不可欠であるということを、私はこの立場になってすごく強く思っています。自治体によっては、担当者が一生懸命であっても、市の上層部の理解がないために支援が整っていないというところもやっぱりあるわけです。逆に、市長が、ちゃんとやれよと一言かけただけで動いてる自治体もあります。そういうことを思うと、やはり市町村長の理解が必要だ、このように思いましたので、医療的ケア児者を応援する市区町村長ネットワークというものを、令和4年9月に提案をさせていただきました。日本小児在宅医療支援研究会というところで講演を頼まれまして、そのときに、こうした組織が必要だということを申し上げました。そうしたら多くの支援者の方が声をかけてくださって、動き出して、一昨年の11月に発足したということでございます。

この活動の柱は3つあります、1つは、総会等において首長自らが当事者家族の生の声を聞く機会をつくる、これが1つ。その際には、併せてこども家庭庁の責任者から政策の動きを聞いて認識を深めることをやっています。2つ目は、会員市町村の現場の意見を取りまとめて国に対して要望を行うことになります。3つ目は、現場で頑張る担当者、あるいは草の根で支援活動をされている方々を表彰して、日を当てるということでございまして、この3本の柱で昨年から本格的に活動を始めています。

医療的ケア児者とその家族を取り巻く課題は多岐にわたるわけでありますけども、医療的ケア児者を応援する市区町村長ネットワークが取り組む喫緊の課題は、ケアに当たる看護師、とりわけ学校や保育施設での看護師の確保と、介護に当たる家族のためのレスパイトショートステイ、短期入所の整備というふうに位置づけております。これは飛騨市でもまさしく同様の課題を抱えています。飛騨市には医療的ケアを要する方は子供が4人、大人が2人、計6人おられます。特にこのレスパイトの充実には本当に市でも悪戦苦闘してまいりました。医療機関とかサービス提供者の事情もあります。これも十分理解できます。他方で、家族の切実な願いもあります。これを調整するというのは、本当に至難の業なんですね。このために、障害者総合支援協議会の重症心身医療的ケア部会というところで様々な意見交換を行いながら、市の支援チームを作って、互いに歩みによって、100%でなくても50%でもよくしていこうよという考え方の中で、いろいろな調整を行ってきました。中核病院とかサービス事業者など、サービス提供者との調整を市が自ら乗り出して行って、実際にどうすればニーズに沿ったことができるかということを協議を重ねてきたわけです。その結果、レスパイトショートステイでも受入れができるというところまで来ることができます。重度の医療的ケア者の一般就労、こういったことも市が支援策を講じる中で、月に数日ではありますけどもこれも実現しておるということで、社会参加の機会確保にも道が開けている。どんなに重い障害を持つ人でも社会参加の道というのは保障しなければいけない、こう思っております、これについても道が開けてきております。

このほかに市独自の支援策を講じております、医療型短期入所を利用した際の給付外サービスの補助、レスパイト入院の際の中活動の支援者を市負担で派遣する取組、あるいは家族が独自に支援者を依頼したときに、その費用を市が補助する仕組み、これはいずれも他の自治体にはほとんどないものでございまして、市独自の支援策として行っておるということです。こうしてやっておりますけども、全ての対象の方に満額の対応ということにはなかなかいきません。しかし、今後も現場に沿って1つずつ着実に歩みを進めるというスタンスで、支援体制の充実に取り組んでいきたいということでございます。

それから2番目、特別児童扶養手当所得制限の撤廃という問題提起をいただきました。まず、この特別児童扶養手当について改めて整理をしておきたいと思うんですが、この手当は、精神または身体に重度または中度以上の障害がある20歳未満の児童を監護する父母または養育者に対して支給されるものというものです。これは障害を持つ児童の養育は多大な経済的負担を伴うだろうということで、その負担軽減が目的とされているわけです。給付額は、重度障害の1級は月額5万6,800円、中度障害の2級は月額3万7,830円という金額です。これに、議員ご指摘の所得制限がありまして、あくまでも親の経済的負担の軽減というところですから所得制限があるわけですが、親に扶養されている、養育されている子供を例に挙げますと、扶養人数が2人

の場合、課税所得が674万9,000円以上、これが所得制限で支給停止ということです。3人の場合は696万2,000円という数字です。

これにつきまして、国民民主党が2023年1月に所得制限の撤廃法案を参議院に提出したわけがありますが、結果、廃案になったということ。このほかにも立憲民主党においても、この所得制限撤廃を検討すべき事項としたことがあるというふうに承知はいたしております。ただ、これにつきまして政府は、先ほどご紹介いただいたものと同じなんですが、手当の目的に照らして必要な範囲で支給するために設けられたものであり、その在り方については、他の給付との関係も含め、慎重に検討していく必要があるという見解を示しておるということあります。

この見方なんですけども、確かに障害のある子供を持つ家庭というのは、健常の子供のおられる家庭に比べて必要な物品に費用がかかる場合がございます。特に、医療的ケアを要する子供の場合はそうです。養育においても時間的負担、将来不安も含めて精神的な不安も増大する。特に、常時子供についていなければいけないということになりますと、親が働くことができませんので、これは養育者の生活を安定させ、子供が安心して生活できる環境を整える一助になるという効果もあるわけであります。他方で、この手当は家族の経済的負担の軽減が目的ですから、家庭の経済状況を見ながら必要な範囲で支給する制度設計がなされているということは、一定の理解ができるというふうに私は考えております。これは、ひとり親家庭を支援する児童扶養手当、あるいは重度障害を持つご本人に支給される障害児福祉手当、特別障害者手当も同じということです。

そうすると、この所得制限の水準をどう見るかということになってくるんです。先ほど所得制限の額を紹介しましたけども、これは課税所得ですので、収入ベースに置き換えるとどのくらいかということを紹介すると、例えば扶養人数が2人の場合、課税所得の制限額は674万9,000円です。これに基づき控除、扶養控除、社会保険料控除を加味すると、収入ベースでは恐らく900万円から1,000万円を超える水準だろうというふうに思われるわけです。これをどう見るかということですが、一般的には十分な収入があるというふうに考えられるのではないか。また、この手当は障害の区分に関わらず一律ですから、例えば医療的ケア児を養育する家庭の場合は必要な物品や機器も要します。一定の収入があっても不足が生じるというのは、議員がご指摘されたとおりだと思うんですね。他方で、体が健康な知的障害者、知的障害児もいるわけであります、これはほとんどお金がかかりません。そうすると、この金額は十分過ぎるのではないかということにもなるということです。

そのように考えると、私自身の考え方としては、国に対して所得制限の撤廃を求めていくよりも、個別に必要とされる費用、例えば児童発達支援への通所の際の自己負担、あるいは障害者福祉サービスを利用した際の自己負担、こうしたもの支援するということのほうが重要ではないか。あるいは必要な物品とか、そうしたもののが100%きちんと措置されるような支援をするということのほうが重要ではないかなというふうに考えておりまして、そういうこともあるものですから、飛騨市においては、先ほど申し上げたように医療的ケア児の支援のほか、独自の支援制度を設けておりまして、自己負担の軽減ということに全力を尽くしておるということでございます。他市においても、様々な支援策が講じられておるというふうに承知をいたしております。したがって、市としては、特別児童扶養手当について横出し給付を行うというのではなくて、今後もこうした個別の支援制度の充実をさせていきたいというふうに考えておるところでござい

ます。

仮に、国に見直しの働きかけをしていくということになれば、これは全国市長会において全国の市の意見を集約していく必要がありますけども、先日の6月の最初の全国市長会議で全部の都道府県市長会から要望項目が挙がってきて、膨大な項目を整理するんですが、実はその膨大な項目の中にはこのことは現れてきていないということですので、この問題は、全国の市のレベルでは、いまだにあまり議論がされてきていないという現状にあるということだけ申し添えさせていただきます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○4番（水上雅廣）

丁寧にありがとうございました。こうしたところに入っていくというのは、難しいものだなというのを改めて思うんです。後段の手当の話ですけれども、おっしゃるようにいろいろな特性を持った方々ですから、所得は潤沢だと見られるような子供、子供の姿によって、医療的ケア児というのを、どっちかというと所得は上でもいいのではないかと思う。本当に多分お金はかかるんです。だから、そういう区別を設けるとか、そのことができるかどうかは別にしてですよ、そういうことも考えてほしいなと思います。市長がおっしゃるように、それぞれの市でしっかりとこうしたことを認識を持っていただいて、取組を進めていただければありがたいなと思います。それが全国に広がっていくことが、国を動かす原動力になるのかなというふうに思います。

おっしゃるように、飛騨市は相当進んだというか、よその事例を全部は見ていませんけども、独自の事業というのは相当やっていらっしゃる。これは間違いないと思います。願わくば、今の市長のおつくりになった医療的ケア児者を応援する市区町村長ネットワーク、こうしたところの仲間を増やしていただいて、多くの首長にこうしたこと訴えていただいて、その中で、子供たちがしっかりと生涯を生きていけるように手立てをしていただければありがたいなと思うのと同時に、こうした制度についても、制度が変えられるということを市長もおっしゃっていますし、それが今すぐなのか、将来に向かってなのかは分かりませんけども、そうしたことも含めて、医療的ケア児者を応援する市区町村長ネットワークの中でもご議論をいただきながら、発信をしていただければなというふうに思います。このことについて、ご意見だけ伺って終わりたいと思います。

○議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

本当に一生懸命取り組んでいきたいというふうに思っております。よく私、紹介するんですが、糸賀一雄先生という先生がおられまして、昔の方でもう亡くなられておられます。びわこ学園という滋賀県の重症心身障害児の支援施設を初めて立ち上げられた方なんですが、この糸賀一雄先生は、「この子らを世の光に」という「この子らに世の光を」ではなく、この子たちを世の光にするということの言葉を残しておられますが、この言葉は非常に有名なんですが、もう1つ別のあまり知られていない言葉を残しておられまして、「自覚者が責任者である」という言葉を残しておられます。自覚者が責任者というのは、こういう問題は気がついた人間が責任を持ってやらなければいけないんだ、誰かに任せることではなくて、自分が気がついたなら、その気がついた人

間が責任者になってやるんだという言葉でありまして、私はこの言葉を非常に大事にしております。

私自身は、県職員時代にたまたま人事異動でこの分野に関わることになって、医療的ケア、重症心身障害の分野に携わるようになりましたけども、公務の責任者と今の立場、あるいは公務員という立場をやってきた人間として見ると、気がついたのなら自分でやらなければいけないと思っておりますので、引き続きこの問題については、首長として責任を持ってしっかりとやりたいと思っております。

○ 4番（水上雅廣）

よろしくお願ひをして、質問のほうは終わらせていただきます。

〔4番 水上雅廣 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、4番、水上議員の一般質問を終わります。

◆閉会

◎議長（澤史朗）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。明日の会議は、午前10時からといたします。本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

（閉会 午後3時30分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長　澤 史朗

飛騨市議会議員（2番）　中田 利昭

飛騨市議会議員（3番）　小笠原 美保子